

社会福祉法人指導監査 初任者研修会

社会福祉法人制度の基本

令和6年4月25日（木）



熊本県社会福祉課
指導監査班

社会福祉法人とは？

社会福祉法人とは「社会福祉事業」を行うことを目的として「社会福祉法」という法律に基づき認可を受けて設立された民間の非営利組織（法人）

「株式会社」は営利組織

- ・ 営利を目的とする事業を行う。
- ・ 法務局に登録すればだれでも設立できる。

「社会福祉法人」は非営利組織

- ・ 社会福祉事業を目的とする事業を行う。
- ・ 社会福祉法人の設立には、事務所がある都道府県、政令指定都市及び中核市の認可が必要

社会福祉法人って何？

法人とは

- 本来、**権利能力を持っていない**団体が法律によって権利能力を与えられると法人へ
- (⇔自然人は生まれながらに権利能力あり)

法人格とは

- **法律**によって与えられた**権利能力**

社会福祉法人の法的性格

- 社会福祉事業を行うことを目的
- 公益法人の特別法人として創設
- **高い公益性と非営利性**

社会福祉法人の事業

〈主たる事業〉

社会福祉を目的とする事業

第1種社会福祉事業

第2種社会福祉事業

〈従たる事業〉

公益事業

→社会福祉に関係のある事業でなくてはならない

収益事業

→収益は社会福祉事業および公益事業の運営に充てられる

社会福祉事業とは

第1種社会福祉事業

■ いわゆる**入所系**施設

- 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム
- 乳児院、児童養護施設
- 障害者支援施設 など

■ 経営主体：原則、行政又は社会福祉法人に制限

第2種社会福祉事業

■ いわゆる**通所系・訪問系・相談系**の事業所

- 保育所、老人デイサービス事業、就労支援事業 など

■ 経営主体：制限はなし

社会福祉法人が行うことができる公益事業・収益事業

公益事業

- 公益を目的とする事業で社会福祉事業以外の事業
- 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないもの
- 社会福祉事業に対して従たる地位
- 剰余金は社会福祉事業又は公益事業に充当
- 子育て支援事業、介護予防事業、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅事業の経営

収益事業

- 社会福祉事業又は公益事業の財源への充当が目的
- 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないもの
- 社会的信用を傷つけるおそれのあるもの、投機的なものは適当でないこと
- 社会福祉事業に対して従たる地位（社会福祉事業の規模を超えないこと）
- 貸ビル、駐車場、公共的な施設内の売店の経営等

社会福祉法人を取り巻く法令

憲
法

社会福祉法

政令・省令

民法

一般法人法

社会福祉法人を取り巻くルール

認可通知（局長通知）

- 別紙1「社会福祉法人審査基準」
- 別紙2「社会福祉法人定款例」

認可通知（課長通知）

福祉基盤課事務連絡

- 社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項通知
- 社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項に関するQ & A

定款

- 法人内部規程
- （定款細則、理事長専決規程、経理規程など）

社会福祉法人の構成要素

機関

- 評議員、評議員会
- 理事、理事会、理事長、（業務執行理事）
- 監事、（会計監査人）

資産

- 所有要件
- 資産の区分

定款

- 所轄庁の認可
- 必要的記載事項、相対的記載事項、任意記載事項

資産の要件等

資産の所有

- 原則：事業に直接必要な資産は**所有権**が必要
- 例外：要件を満たせば貸与等も可
(ただし登記は要 (一部例外あり))

資産の区分

- 基本財産
- その他財産
- 公益事業用財産 (公益事業を行う場合に限る)
- 収益事業用財産 (収益事業を行う場合に限る)

基本財産とは

法人存続の基礎となる財産

定款への記載が必要

処分等の制限 ⇒ **所轄庁の事前承認**

(「処分」= 売買、担保設定、貸与、その他財産等への変更、改築等)

施設を経営する法人

- 原則：施設の用に供する不動産はすべて基本財産とする。
- 例外：すべての施設の用に供する不動産を国又は地方公共団体から貸与等を受けている場合は、1,000万円以上の資産を基本財産として有していること。

施設を経営しない法人

- 原則：1億円以上の基本財産を有していること
- 例外：安定収入が見込める場合は、所轄庁が認める額とすることができる

その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産

その他財産

- 基本財産、公益事業用財産、収益事業用財産以外の財産
- 処分等の制限 ⇒ 特になし

公益事業用財産及び収益事業用財産

- 他の財産と明確に区分して管理
- ただし、小規模な公益事業については、社会福祉事業の円滑な遂行を妨げない限りで他の財産を活用して可

定款

社会福祉法人にとっての**憲法**

- 法人は定款に反して行動することはできない。
- 法人が法令に基づき作成（国の示す定款例は参考）

所轄庁の認可 ⇒ 効力が発生（変更も同様）

ただし、次の事項の変更は届出で可

- ① 事務所所在地の変更
- ② 基本財産の増加（純たる増加）
- ③ 公告の方法の変更

定款に記載する事項（必要的）

必要的記載事項

その一つでも記載が欠けると、**定款の効力が生じない**事項

- 目的、名称、社会福祉事業の種類、事務所の所在地
- 評議員及び評議員会に関する事項
- 役員（理事及び監事）の定数その他役員に関する事項
- 理事会に関する事項
- 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- 資産に関する事項
- 会計に関する事項
- 公益事業を行う場合には、その種類
- 収益事業を行う場合には、その種類
- 解散に関する事項
- 定款の変更に関する事項
- 公告の方法

定款に記載する事項（相対的）

相対的記載事項（主な例）

記載がなくても定款の効力に影響はないが、定款に定めておかないとその効力を生じない事項

- 会計監査人の設置、評議員の任期伸長
- 補欠評議員の任期を前任者の残留期間とすること
- 役員（理事及び監事）の任期の短縮
- 補欠役員の任期を前任者の残留期間とすること
- 評議員の報酬等の額
- 評議員会の決議成立要件及び決議要件の加重
- 理事会議事録署名人を「出席した理事及び監事」から「出席した理事長及び監事」とすること
- 理事会の決議の省略
- 理事長及び業務執行理事による職務執行状況報告の間隔の変更
- 理事会決議による役員等の損害賠償責任の一部免除
- 責任限定契約

定款に記載する事項（任意的）

任意的記載事項

法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

- 基本財産に関する規定
- 事業計画の作成・承認・備置等

社会福祉法人ってだれのもの？

すごく大事なことですが、
みなさんはどう答えますか？

例えば、株式会社は「株主（資金提供者）」のもの
と言われますが・・・

社会福祉法人制度改革

平成29年4月

改正社会福祉法の全面施行

改正社会福祉法の概要 (いままでと何が変わったの?)

社会福祉法人を
とりまく課題

制度見直しの
基本的視点

改革のポイント

ガバナンスの
欠如

他の経営主体と
の不公平さ

無為な内部留
保の積上げ

財政状況の
不透明さ

地域ニーズへの
不十分な対応

公益性・非営利
性の徹底

国民に対する
説明責任

地域社会への
貢献

1 経営組織のガバナンス強化

2 事業運営の透明性の向上

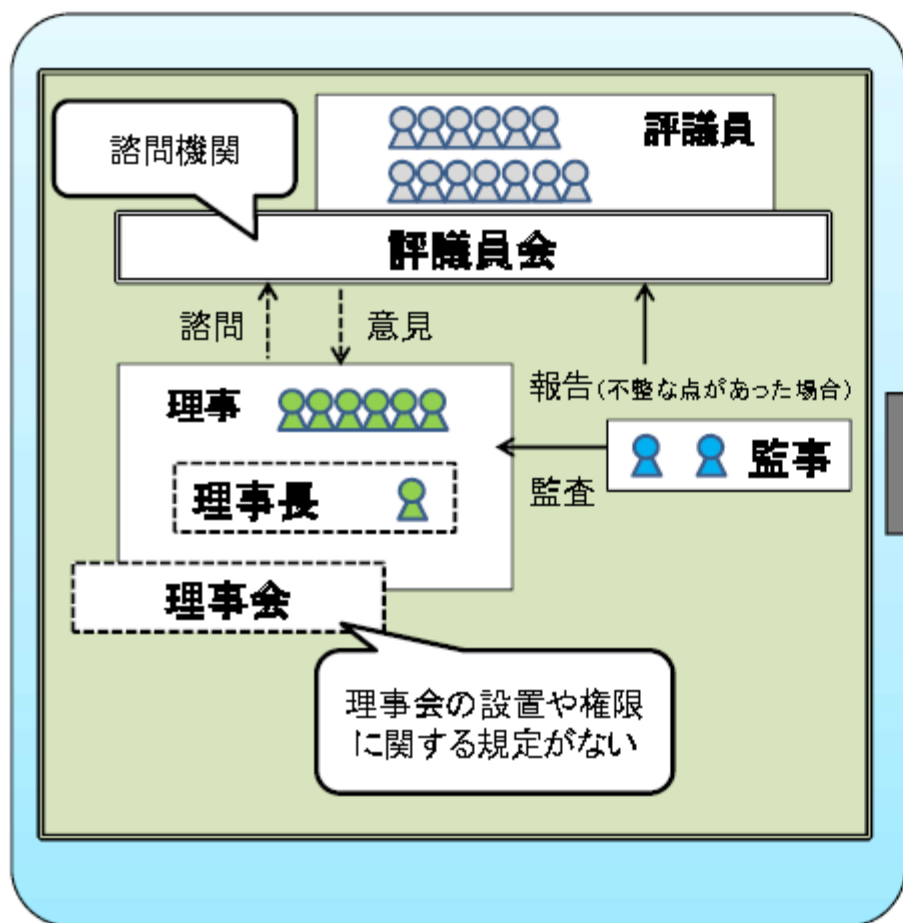
3 財務規律の強化

4 地域における公益的な取組

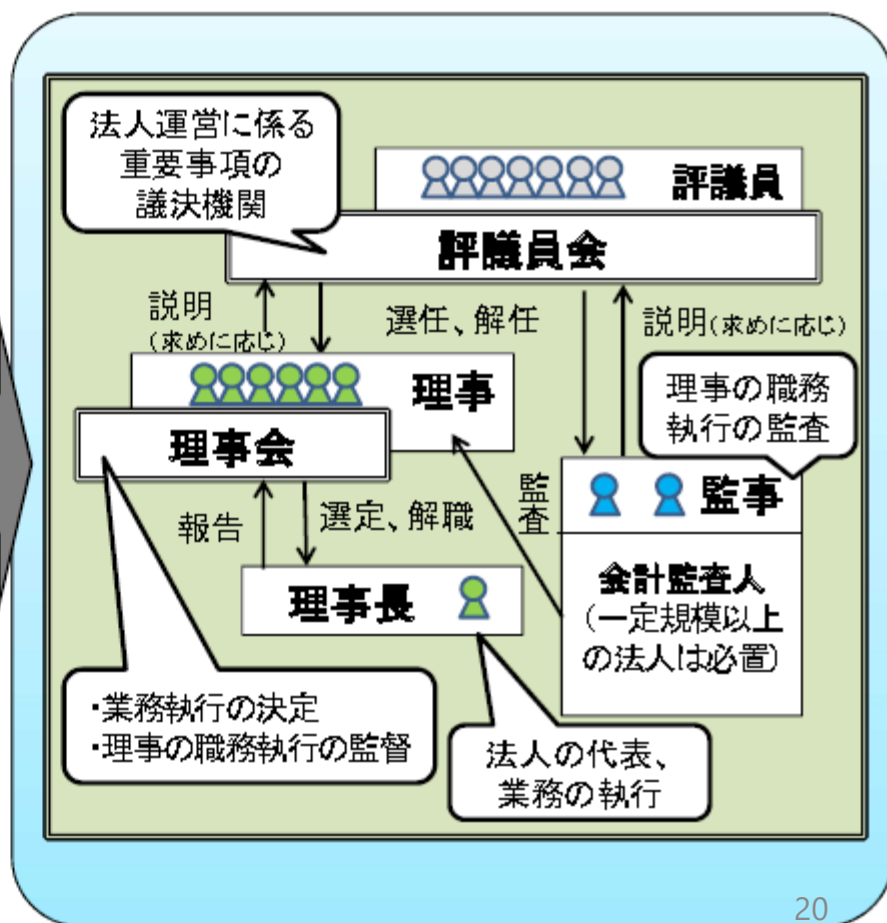
5 行政の関与の在り方

1 経営組織のガバナンス強化

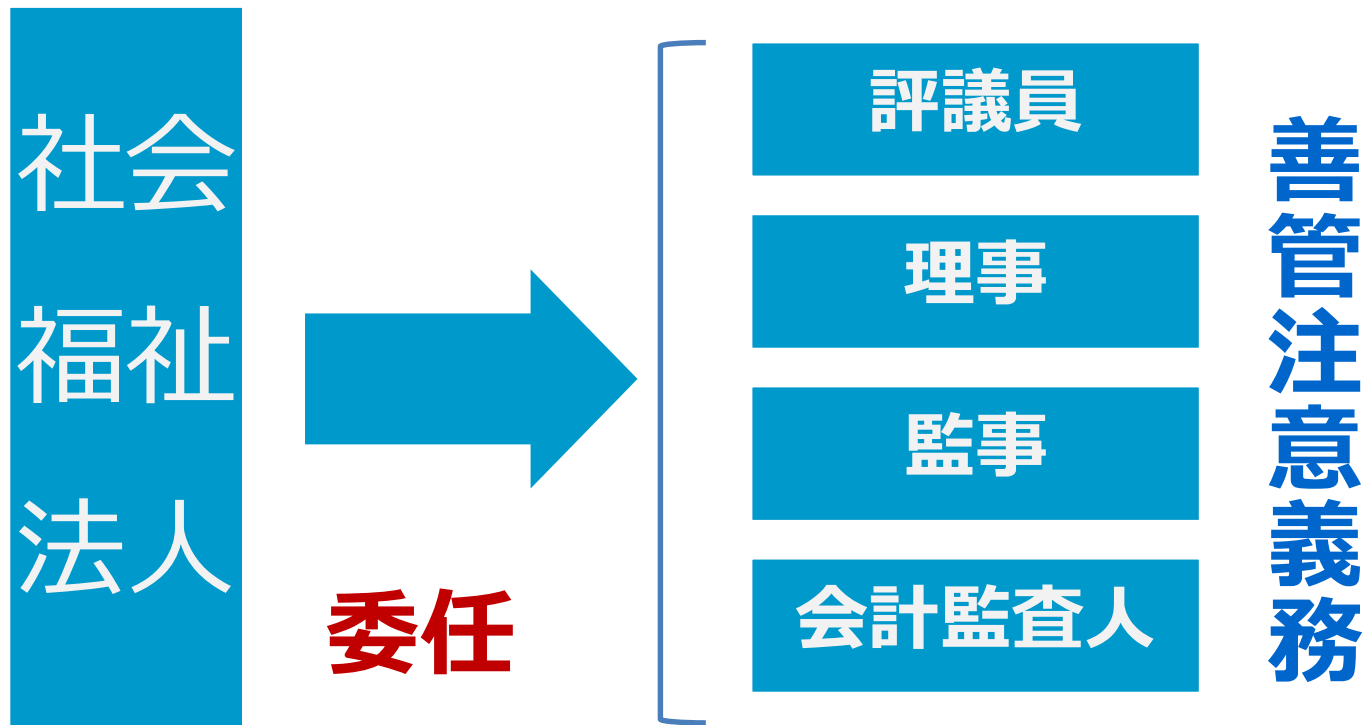
改正前（～H29.3.31まで）



改正後（H29.4.1～）



理事、監事、会計監査人、評議員と法人との関係

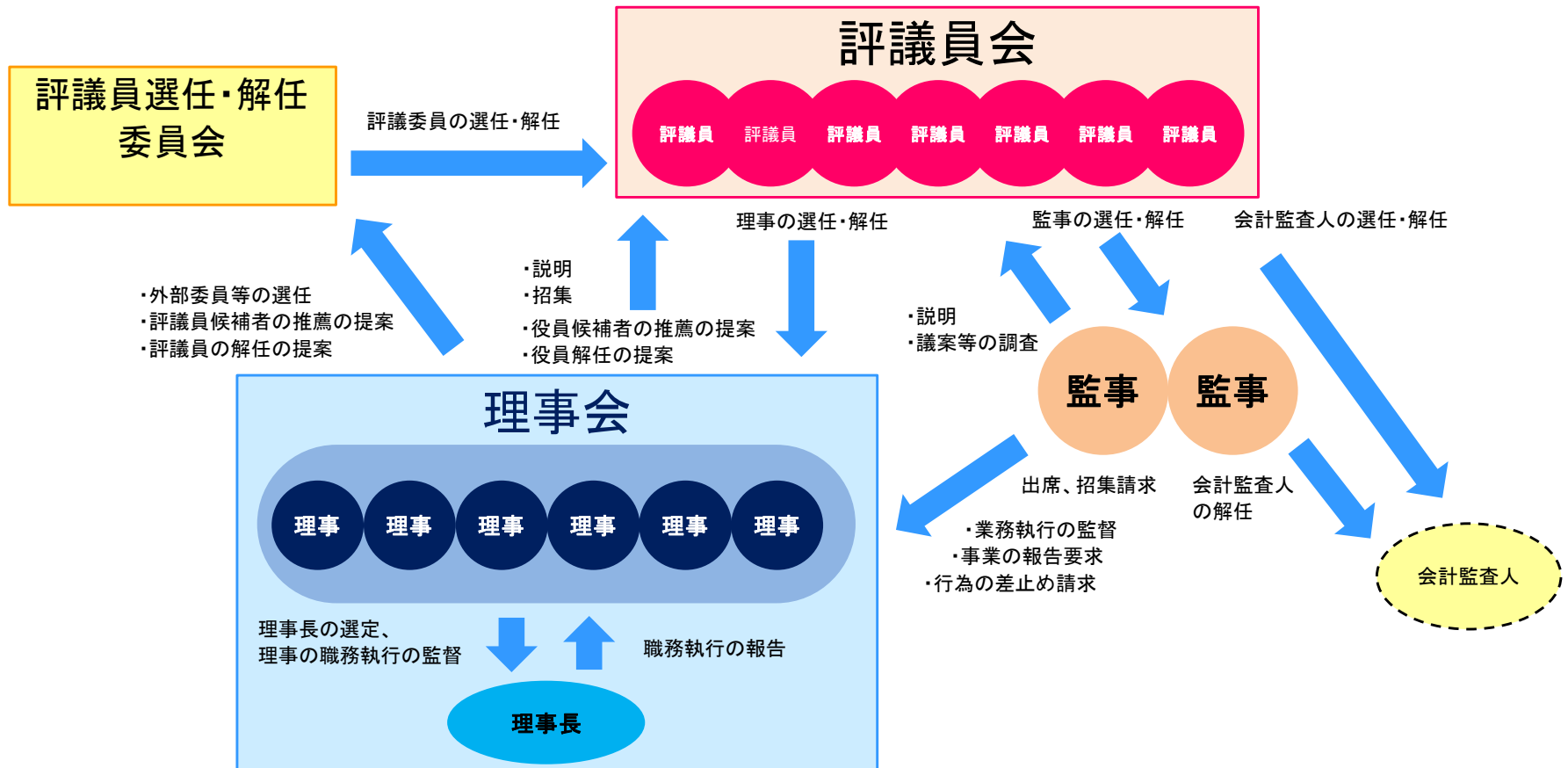


善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務

評議員・理事・監事・会計監査人の概要

	評議員	理事	監事	会計監査人
員数	理事の員数を 超える数 7人以上	6人以上	2人以上	法人に応じて
任期	選任後4年以内 に終了する会計 年度のうち最終 のものに関する 定時評議員会の 終結の時まで	選任後2年以内 に終了する会計 年度のうち最終 のものに関する 定時評議員会の 終結の時まで	選任後2年以内 に終了する会計 年度のうち最終 のものに関する 定時評議員会の 終結の時まで	選任後1年以内 に終了する会計 年度のうち最終 のものに関する 定時評議員会の 終結の時まで
職務	評議員会に出席 し、法人運営の 基本的ルール の決定に参画 すること	<ul style="list-style-type: none">・理事会の構成 員として、法人 の業務上の意思 決定に参画する こと・理事長や業務 執行理事の業務 執行状況を監視 すること	理事の職務の執 行を監査するこ と	計算書類等を 監査

各機関の牽制関係



意思決定手続きの適正化

法人運営に関する手続きの法定化

法人の意思決定の過程で恣意的な影響を受けないようにしたい・・・

そのためには・・・**適正な手続き**によること

手続きの適正性は、原則**書面**による**記録**で担保

評議員・評議員会

評議員会の設置義務

- すべての社会福祉法人に設置義務

評議員会の役割・位置づけ

- 諮問機関 ⇒ 重要事項の**議決機関**
- 法人の基本ルール・体制を決定
- 理事・監事の選任・解任を通じ事後的に法人運営を監督

評議員会の権限

評議員会の決議事項（以下の事項に限り決議できる）

法定事項

（評議員会以外の機関で決定することができる内容の定款の定めは、無効）

- 理事・監事・会計監査人の選任・解任
- 監事の報酬（定款で定めていない場合に限る）
- 決算の承認
- 理事、監事及び評議員の報酬支給基準の承認
- 定款の変更
- 法人の解散
- 法人の合併
- 社会福祉充実計画の作成・変更

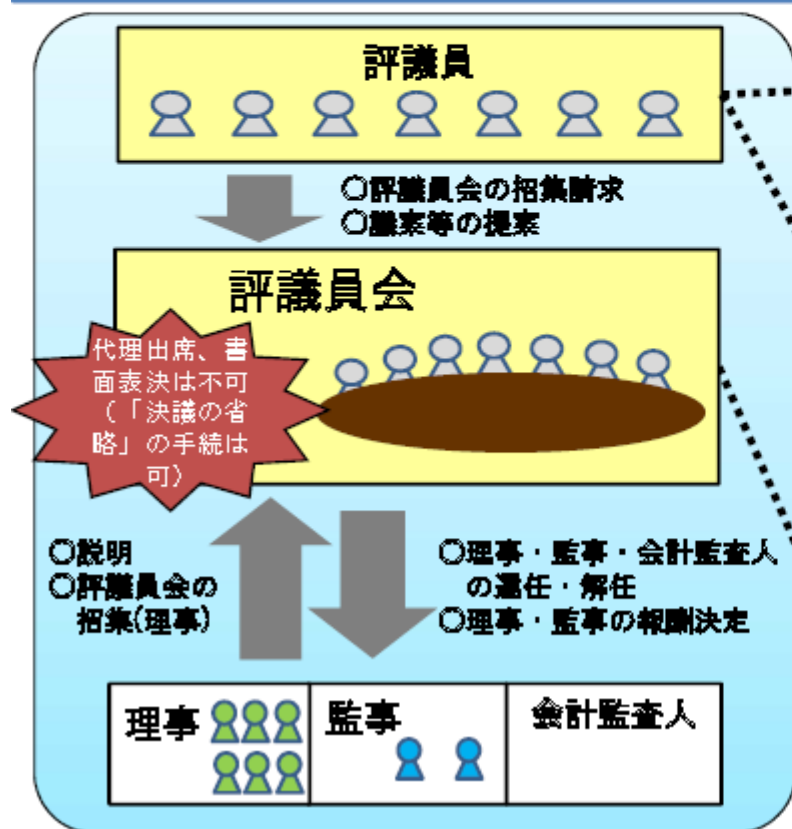
定款記載事項

- 基本財産の処分
- 事業計画、収支予算の承認 など

評議員・評議員会



- 評議員会は、これまでの諮問機関とは異なり、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置付けられることとなる。
- 従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項についての意思決定は理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款で定めた事項に限定される（法第45条の8第2項）。
- なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、効力を有しない（同条第3項）。



【評議員の選任・解任】

- ・ 定款で定める方法による。ただし、理事・理事会が評議員を選任・解任する旨の定款の定めは無効

【評議員の権限（主なもの）】

- ・ 評議員会の理事に対する招集請求（理事が遅滞なく招集手続を行わない等の場合は、所轄庁の許可を得て自ら招集できる。）
- ・ 議題提案権（議題提案権の行使は、評議員会の4週間前まで）
- ・ 議案提案権（評議員会の場で、議題の範囲内で議案の提案が可能）

【評議員の義務】

- ・ 善管注意義務

【評議員の責任】

- ・ 損害賠償責任、特別背任罪等

【評議員会の権限（主なもの）】

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任・解任
- ・ 定款の変更、計算書類の承認、社会福祉充実計画の承認、合併の承認、役員の報酬の決定等
- ※監事の解任、定款の変更、合併の承認については2/3の多数による決議が必要
- ※報酬の決定は、定款に額が定められていないときに限る。

評議員会の開催

開催のタイミング

- 定時評議員会：会計年度終了後一定の時期に召集義務（実際には、毎年6月30日までに召集する必要がある）
- （臨時）評議員会：必要に応じていつでも召集可

招集

- 招集権者：各理事
- 開催に先立ち**理事会の決議**を要す
 - ・ 日時、場所、議題等
- 開催日の**1週間前**（中7日）までに各評議員へ**書面**で通知

評議員会招集までの流れ

理事会の招集通知

(理事会開催の日の1週間前までに)

- ・理事及び監事に対して、通知を発しなければならない

理事会開催

- ・次の事項について、理事会により決定
 - 評議員会の日時及び場所
 - 評議員会の開催目的である事項（議題）など

評議員会の招集通知

(評議員会開催の日の1週間前までに)

- ・評議員に対して、書面で通知を発しなければならない

評議員会の開催

評議員会の決議

認められない議決権の行使

- 書面又は電磁的方法による議決権の行使
- 代理人又は持ち回りによる議決権の行使

普通決議

- 議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う

特別決議

- 議決に加わることができる評議員の3分の2以上にあたる多数決をもって行う

評議員会の特別決議

法定の特別決議事項

- 監事の解任
- 法人に対する役員^の損害賠償の一部免除
- 定款の変更
- 法人の解散
- 吸収合併契約の承認
- 新設合併契約の承認

議決に加わることができない評議員 (特別の利害関係)

議決に加わることができない評議員とは？



決議について**特別の利害関係**を有する評議員

- 評議員が、その決議について、法人に対する**善管注意義務**を履行することが困難と認められる利害関係を意味する

評議員会運営に係る特例規定 1

招集手続きの省略

- 評議員会は、評議員の**全員の同意**があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる
- ⇒各評議員への招集通知を省略することができる
- ただし、この手続きだけでは招集に関する理事会決議を省略することはできないことに注意

評議員会運営に係る特例規定 2

決議の省略

- 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の**全員が書面又は電磁的記録により同意**の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす
- ⇒評議員会を開催することなしに、評議員会の決議があったものとすることができる
- 理事会の決議の省略と異なり、定款の定めがなくても利用することができる

評議員会運営に係る特例規定 3

報告の省略

- 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の**全員が書面又は電磁的記録により同意**の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす
- ⇒通常は、評議員会を開催したうえで報告をしなければならないところ、開催することなしに、評議員への報告があったものとみなすことができる

評議員会の議事録

議事録作成義務あり

議事録に記載すべき事項（省令）

- 日時、場所
- 議事の経過の要領及びその結果
- 特別利害関係を有する評議員の氏名（該当ある場合に限る）
- 法に基づき評議員会で述べられた意見・発言があるときは、その概要
- 出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名・名称
- 議長の氏名（議長が存す場合に限る）
- 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
 - ・ 議事録署名人と混同しないように！

評議員について

評議員の職務

- 評議員会に出席し、法人運営の基本的ルールの設定に参画すること

評議員の資格

欠格事由

- 法人
- 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 福祉関連法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

評議員の資格 2

評議員の条件

- 社会福祉法人の適正な運営に**必要な識見を有する者**

兼職禁止

- 役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない

特殊関係人の排除

- 各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはならない
- 各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはならない

暴力団員等の反社会的勢力の者の排除

評議員の数

理事の員数を超える数 **7** 名以上が必要

- ~~例外：小規模法人は4人以上で可（平成32年3月31日まで）~~

社会福祉法又は定款で定めた評議員の員数が欠けた場合

- 任期満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する
- この場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で一時評議員の職務を行うべき者を選任することができる

評議員の選任

評議員の選任方法

- **定款**で定める
- ただし、理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効
- **評議員選任・解任委員会**による選任が適当とされる

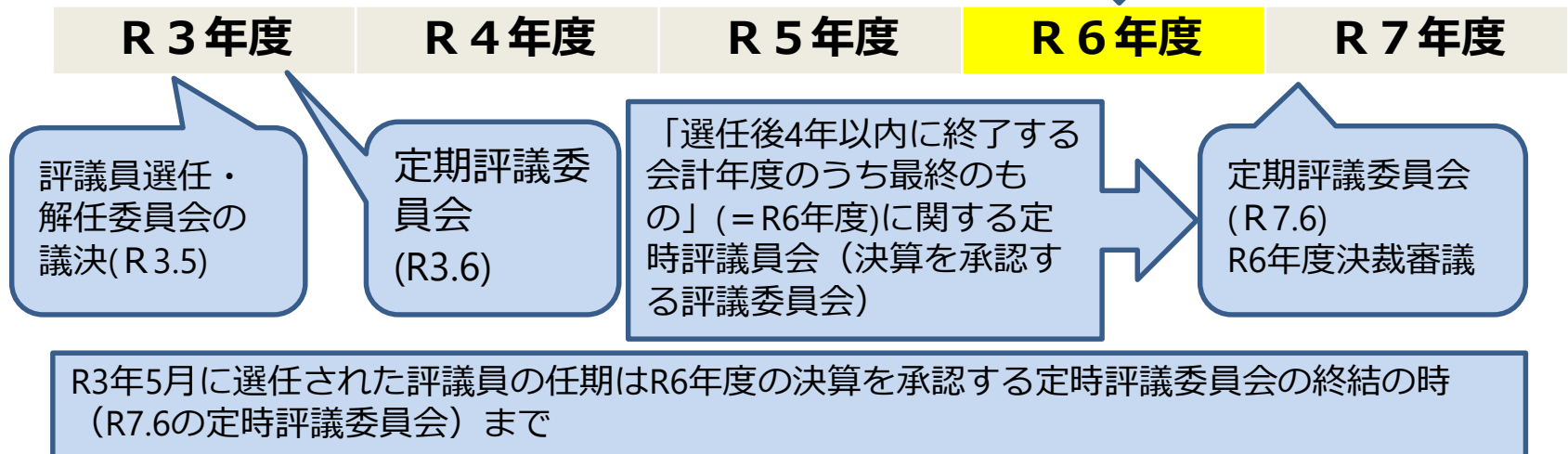
評議員の任期

評議員の任期の考え方

- 選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時まで

改正法での評議員の任期の考え方

選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終の者



評議員の報酬等

評議員の報酬等

■ 定款で定める

- 報酬を支給する場合は、報酬等の支給基準を定めなければならない
- 支給基準は、民間事業者の役員報酬及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給基準であること
- 支給基準は、評議員会の承認が必要
- 支給基準は、法人HP等で公表義務

評議員の役割と責任

○評議員の役割と責任

- ・法人の議決機関である評議員会の構成員として、法人の基本的な業務執行体制や業務運営の基本ルールの設定に参画すること。
- ・法人運営が、法令・定款に基づき適正に行われているかをチェックすること。

- ◆ 定款で定める方法によって選任・解任

「評議員選定委員会」

評議員



評議員会

選任・解任

理事

監事

会計監査人

評議員の権限・義務

- ① 評議員会に出席して、議決権を行使
 - ※ 必要が評議員会を招集しない場合
 - ② 理事に対する招集請求、招集(所轄庁の許可を得て)
 - ※ 評議員会を招集したい事項がある場合
 - ③ 評議員提案権(評議員会の目的とする事項、議案の提案)
 - ※ 不正行為等があるにも関わらず解任決議が再議されたとき
 - ④ 理事、監事、評議員の解任の訴え
- ◆ 善管注意義務

◎ 評議員が任務を怠った場合

解任、損害賠償責任(→法人・第三者)、刑事罰(特別背任罪・取締役など)

理事

理事の職務

- 理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画
- 理事長や業務執行理事の業務執行状況を監視

理事の資格

欠格事由

- 法人
- 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 福祉関連法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

理事の条件（次に掲げる者が含まれていること）

- 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
- 事業の区域における福祉の実情に通じている者
- 施設を設置している場合は、その施設の管理者

理事の資格 2

特殊関係人の排除

- 各理事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が3人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係にある者が理事の総数の3分の1を超えて含まれてならない
- 評議員との関係においても厚生労働省令で定める特殊関係人の排除規定あり
 - 評議員の資格要件参照（P 39）

暴力団員等の反社会的勢力の者の排除

理事の数

理事の数 6人以上

社会福祉法又は定款で定めた理事の員数が欠けた場合

- 任期満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する
- この場合において、事務が遅滞することにより損害を生じるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で一時理事の職務を行うべき者を選任することができる

さらに、定款で定めた理事の員数の3分の1を超える者が欠けた場合

- 遅滞なく補充しなければならない

理事の選任・解任及び任期

選任

- 評議員会の決議（普通決議）によって選任
- この決議の際に、将来的に理事が欠けた場合に備えて、あらかじめ補欠の理事を選任しておくこともできる

解任

- 次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議（普通決議）によって解任することができる
- 解任事由
 - ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ・ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

任期

- 選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時まで

理事の義務

理事の義務

- 評議員会での説明義務
 - 評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない
 - （通常は、理事長又は業務執行理事がこれを行う）
- 競業取引又は利益相反取引を行う場合の承認・報告義務
 - 競業取引や利益相反取引をしようとするときは、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない
 - また、その取引後には、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない
- 監事への報告義務
 - 法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない

理事の報酬等

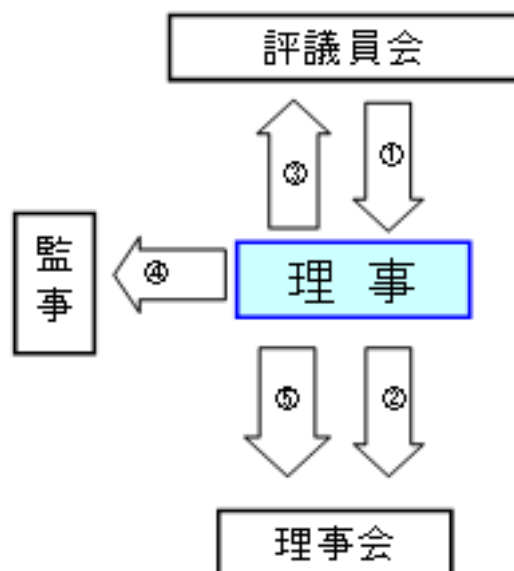
理事の報酬等

- 定款で定めるか、評議員会の決議によって定める
- 報酬を支給する場合は、報酬等の支給基準を定めなければならない
- 支給基準は、民間事業者の役員報酬及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給基準であること
- 支給基準は、評議員会の承認が必要
- 支給基準は、法人HP等で公表義務

理事の役割と責任

○理事の役割と責任

- ・理事会の構成員として、法人の業務上の意思決定に参画すること。
- ・代表理事、業務執行理事等による業務執行を監視すること。



① 評議員会で選任・解任

② 理事会に出席して、**議決権を行使**
(招集権者は理事会招集、招集権者以外の理事は招集請求。)

善管注意義務・忠実義務

※ 評議員から特定の事項について説明を求められたとき

③ 評議員会での**説明義務**

※ 法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき

④ 監事への**報告義務**

※ 競業取引又は利益相反取引を行うとき

⑤ 理事会の**事前承認**及び理事会への**事後報告**

◎ 理事が任務を怠った場合

解任、損害賠償責任(→法人・第三者)、刑事罰(特別背任罪、収賄罪など)

理事会の役割・位置づけ

理事会の権限

■ 全ての業務執行の決定

- 理事会で決議しなければならない事項（理事への委任不可）
 - ① 重要な財産の処分及び譲受け
 - ② 多額の借財
 - ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任
 - ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ⑤ 内部管理体制
 - ⑥ 定款の定めに基づく役員等の損害賠償責任の免除

■ 理事の職務執行の監督

■ 理事長の選任・解任

理事会の開催・運営

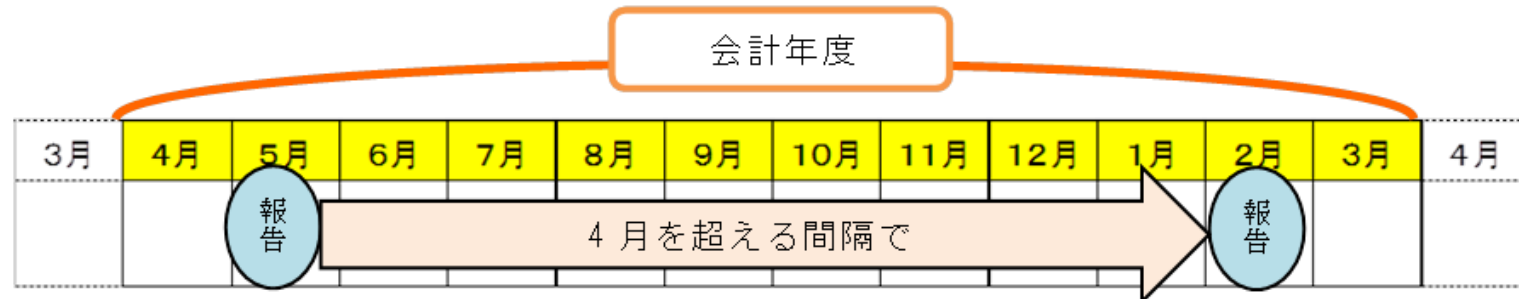
開催のタイミング

必要に応じ随時（法律上の開催時期の定めなし）

- ただし、理事長又は業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行状況の報告義務あり
- 「3月に1回以上」は、定款で定めることで「毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上」とすることが可

理事会の開催時期

「毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上」の考え方



どの社会福祉法人も、次年度予算承認のための理事会（1～3月）と前年度決算承認のための理事会（4～6月）の2回は少なくとも開催していました。表のように5月と2月に開催した場合には、一見すると間隔が3か月しかないため「4月を超える間隔」という規定に反するようにも思われますが、「毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上」とは「4月から3月までの会計年度の中で4月を超える間隔があいていればいい」ということですので、問題はありません。もっとも、必要なときには速やかに理事会を開くことができる状態にしておくことが重要です

なお、この規定は、理事会の開催頻度を2回に制限する規定ではないことに注意が必要です。

理事会の開催

招集

召集権者：各理事

- ただし、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めたときは、その理事が召集権者（ほとんどの法人が定款で理事長としているのでは）
- 召集権を持たない理事
 - ・ 単独で招集を請求することができる
 - ・ 召集権を持つ理事が請求に応じない場合には、請求した理事自らが理事会を招集できる

開催日の **1週間前**（中7日）までに各理事及び
監事へ通知

理事会の運営

認められない議決権の行使

- 書面又は電磁的方法による議決権の行使
- 代理人又は持ち回りによる議決権の行使

決議

議決に加わることができる理事の**過半数が出席**し、
その**過半数**をもって行う

特別決議

法律では評議員会のような特別議決の定めはなし
ただし、定款で定めることで要件を加重することは可

議決に加わることができない理事 (特別の利害関係)

議決に加わることができない理事とは？



決議について**特別の利害関係**を有する理事

- 理事が、その決議について、法人に対する**忠実義務**を履行することが困難と認められる利害関係を意味する
 - 理事の競業取引
 - 理事の利益相反取引
 - 理事の損害賠償責任の一部免除
 - 理事長の解任

理事会運営に係る特例規定 1

招集手続きの省略

- 理事会は、理事及び監事の**全員の同意**があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる
- ⇒各理事及び監事への招集通知を省略することができる

理事会運営に係る特例規定 2

決議の省略

- 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の**全員が書面又は電磁的記録により同意**の意思表示をしたとき（**監事が当該提案に異議を述べたときを除く**）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす
- ⇒理事会を開催することなしに、理事会の決議があったものとすることができる
- 評議員会の決議の省略と異なり、この手法を定款で定めていなければ利用することはできない

理事会運営に係る特例規定 3

報告の省略

- 理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の**全員**に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を理事会へ報告することを要しない
- ⇒通常は、理事会を開催したうえで報告をしなければならないところ、開催することなしに、全員に通知すればこと足りる（定款での定めは不要）
- ただし、理事長等の職務執行状況報告は、省略不可（必ず理事会を開催し報告しなければならない）

理事会の議事録 1

議事録作成義務あり

議事録に記載すべき事項（省令）

- 日時、場所
- 議事の経過の要領及びその結果
- 特別利害関係を有する理事の氏名（該当ある場合に限る）
- 法に基づき理事会で述べられた意見・発言があるときは、その概要
- 理事長が定款の定めにより議事録署名人とされている場合の、理事長以外の出席した理事の氏名
- 出席した会計監査人の氏名・名称
- 議長の氏名（議長が存す場合に限る）

理事会の議事録 2

議事録の推定力

- 理事会に参加した理事であって、議事録に異議をとどめないものは、その議決に賛成したものと推定される
- つまり、ある理事会決議に基づく行為により法人又は第三者に損害が生じた場合は、理事が損害賠償責任を負うことになるが、たとえ理事会当日に反対の意思を表明していたとしても、議事録にその旨が記載されていない場合には、当該決議に賛成したものと推定される

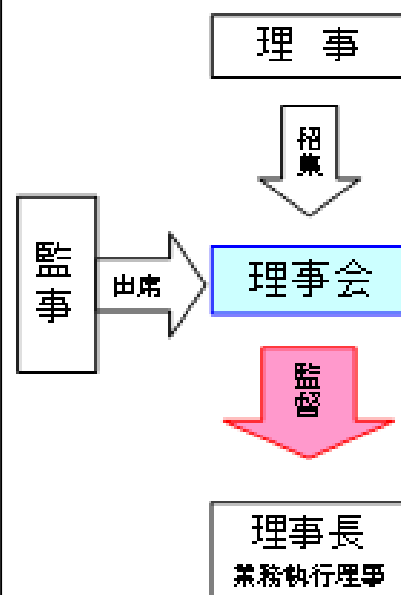
議事録署名人

- 出席した理事及び監事**全員**の署名又は記名押印が必要
- 定款で定めれば、「出席した理事長及び監事」とすることが可

理事会の役割

○理事会の役割

- ・法人の業務執行を決定すること。
- ・理事の職務の執行を監督すること。
- ・理事長、業務執行理事を選定・解職すること。



法人の業務執行の決定

議論・質疑をもとに、法人の業務執行を決定(多数決)。

※ 次のような**重要な業務執行に関する事項**は、必ず理事会で決議しなければならない。

- ① 重要な財産の処分・譲受け ② 多額の借財
- ③ 重要な職員の選任・解任 ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置等
- ⑤ 内部統制システムの整備 ⑥ 役員等の責任の一部免除 ほか

理事(特に理事長・業務執行理事)の職務執行の監督

日常的な監視や、理事長等からの職務執行状況の報告などを材料として、理事が適切に職務を執行しているかを**チェック**。

理事長等の職務執行状況が不適切な場合には、**是正を指示**する必要があります。理事長等が不適格である場合には、**解職**する権限を行使するなど、法人のために適切に対処しなければなりません。

理事長について

理事長

- 法人を代表し、法人の業務を執行する機関
- 理事会の決議で選定及び解職
- 理事の中から **1** 人を選定
- 法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判以外の行為をする権限を有する
- 理事長が欠けた場合には、任期満了又は辞任により退任した理事長は、新たな理事長が就任するまで、なお理事長の権利義務を有する
 - 理事長以外の理事に対する代表権の行使は不可
 - 職務代理者を選任する旨の定款の定めは無効
- 自己の業務執行状況の理事会への報告義務

業務執行理事について

業務執行理事

- 理事会の決議で選定
- 法人の業務を執行（代表権はなし）
- 自己の業務執行状況の理事会への報告義務

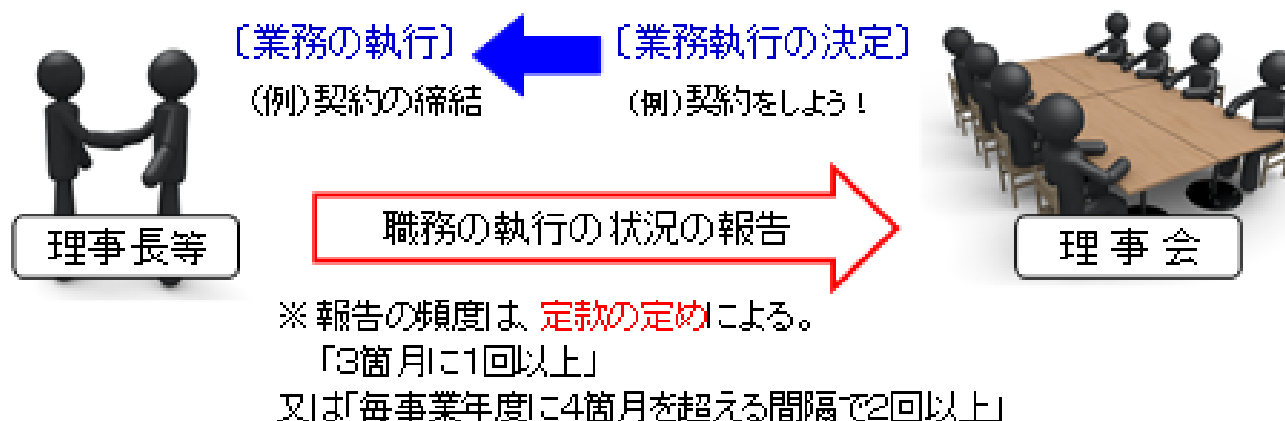
理事長・業務執行理事

○理事長の役割

- ・法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をすること(代表権)。
- ・理事会の決定に基づいて、法人の業務を執行すること(執行権)。

○業務執行理事の役割

- ・理事会で定められた分野について、法人の業務を執行すること(執行権)。



監事の職務・資格

監事の職務

- 理事の職務の執行を監査

欠格事由

- 法人
- 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 福祉関連法の規定に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 所轄庁の解散命令により解散を命じられた社会福祉法人の解散当時の役員

監事の資格

監事の条件

- 社会福祉事業について識見を有する者
- 財務管理について識見を有する者

特殊関係人の排除

- 監事のうち、各理事・監事について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係が含まれてはならない
- 評議員との関係においても特殊関係人の排除規定あり
 - 評議員の資格要件参照（P 39）

監事の数

監事の数 **2**人以上

社会福祉法又は定款で定めた監事の員数が欠けた場合

- 任期満了又は辞任により退任した監事は、新たに選任された監事が就任するまで、なお監事としての権利義務を有する
- この場合において、事務が遅滞することにより損害を生じるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で一時監事の職務を行うべき者を選任することができる

さらに、定款で定めた監事の員数の3分の1を超える者が欠けた場合

- 遅滞なく補充しなければならない

監事の選任・解任及び任期

選任

- 評議員会の決議（普通決議）によって選任
- この決議の際に、将来的に監事が欠けた場合に備えて、あらかじめ補欠の監事を選任しておくこともできる
- 監事の選任に関する議案を評議員会へ提出するには、**現監事の過半数の同意**が必要

解任

- 次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議（**特別決議**）によって解任することができる
- 解任事由
 - ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
 - ・ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

任期

- 選任後2年以内に修了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結の時まで

監事の権限

業務報告請求又は業務・財産状況調査

- 監事は、いつでも理事及び法人の職員に対して事業の報告を求め、法人の業務及び財産の状況を調査することができる

理事の行為の差止め請求

- 監事は、理事が以下の行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、当該行為により法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事にその行為をやめることを請求することができる
 - 法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為

監事の義務 1

監査報告の作成義務

理事会への報告義務

- 理事が不正な行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない

理事会への出席義務

- 理事会へ出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない
- 必要があると認めるときは、理事会の招集権を有する理事に対して、理事会の招集を請求できる
- 請求に応じない場合は、請求した監事自ら理事会を招集できる

監事の義務 2

評議員会に対する報告義務

- 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他のものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査結果を評議員会に報告しなければならない

評議員会での説明義務

- 評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない

監事の報酬等

監事の報酬等

- 定款で定めるか、評議員会の決議によって定める
- 報酬を支給する場合は、報酬等の支給基準を定めなければならない
- 支給基準は、民間事業者の役員報酬及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給基準であること
- 支給基準は、評議員会の承認が必要
- 支給基準は、法人HP等で公表義務
- 監事個人ごとの報酬等について定款の定めや評議員会の決議がないときは、定款や評議員会の決議で定められた額の範囲内で監事の協議で定める

監事の費用請求

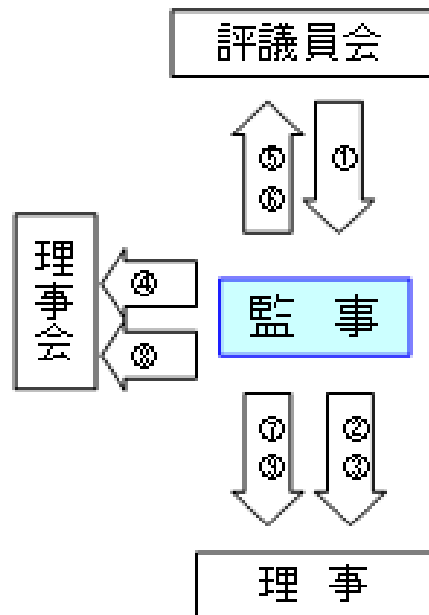
監事の費用請求

- 監事は、職務の執行に要する費用の前払いの請求、支出費用の請求などができる
- 法人側は、当該請求に係る費用などが職務執行に必要でないことを証明しない限り、これを拒絶できない

監事の役割

○ 監事の役割

・ 理事の職務の執行を監査すること。



- ① 評議員会で選任・解任
 - ② 理事の職務執行の監査
 - ③ 計算書類等の監査
 - ④ 理事会への出席義務
 - ⑤ 評議員会の議案等の調査・報告義務
- } 監査報告の作成

- ※ 経理員から特定の事項について説明を求められたとき
- ⑥ 評議員会への説明義務
- ※ 監査のために必要な情報を収集したいとき
- ⑦ 事業の報告要求 (→理事・使用人) 業務・財産の調査
- ※ 監事が不正の行為をしたときなど
- ⑧ 理事会に対する報告義務 → 理事会招集請求
- ⑨ 当該理事に対する行為の差止め請求

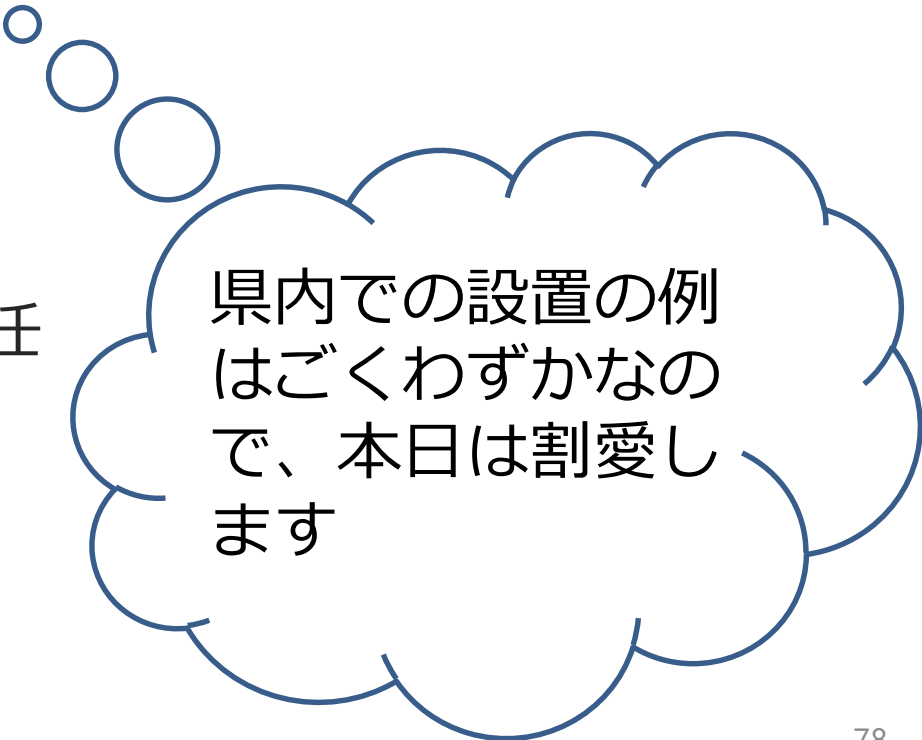
◎ 監事が任務を怠った場合

解任、損害賠償責任(→株主・第三者)、刑事罰(特別背任罪、収賄罪など)

会計監査人

会計監査人とは、法人内部の会計の専門家として、法人が作成する計算書類及び附属明細書の適正性をチェックする機関（改正法により新たに設けられたもの）

- 会計監査人の設置
- 会計監査人の資格
- 会計監査人の数
- 会計監査人の選任・解任
- 会計監査人の任期
- 会計監査人の権限
- 会計監査人の義務
- 会計監査人の報酬



県内での設置の例はごくわずかなので、本日は割愛します

役員等の損害賠償の明確化

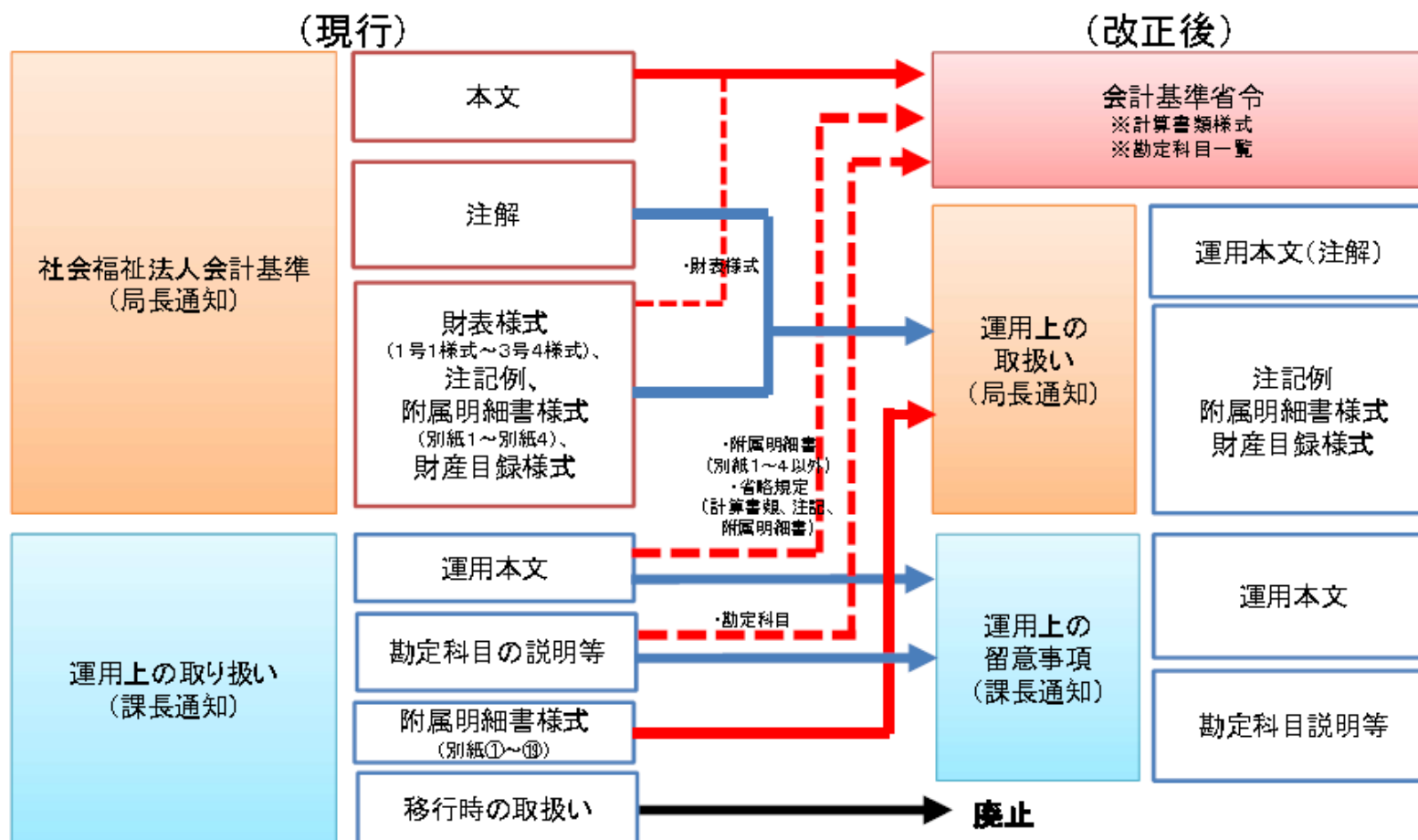
	法人に対する損害賠償	第三者に対する損害賠償
役員等の範囲	理事、監事、会計監査人、 評議員	同左
要件	その 任務を怠った	その職務を行うについて 悪意 又 は 重大な過失 があった
効果	法人に生じた損害の賠償 責任を負う	第三者に生じた損害の賠償責任 を負う
定型行為		<p>【理事】 計算書類・事業報告及び附属明細書に係る重要事項への虚偽記載</p> <p>【監事】 監査報告に係る重要事項への虚偽記載</p>
※定型行為をすることについて、注意を怠らなかつたことを証明できない限りは、損害賠償責任を免れない		

役員等に対する罰則の強化

	特別背任罪	収賄・贈賄罪	過料
役員等の範囲	評議員、理事、監事	評議員、理事、監事、 会計監査人	評議員、理事、監事、 会計監査人
要件	自己若しくは第三者の利益を図り、又は法人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、法人に財産上の損害を与えた	その職務に関し、不正の請託を受けて、財産上の利益を收受し、又はその要求・約束をした	次のいずれに該当する場合 詳細は、社会福祉法第165条を参照
効果	7年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金	5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金	20万円以下の過料

社会福祉法人会計基準の法規範化

会計基準省令化について（イメージ）



決算手続きの具体化

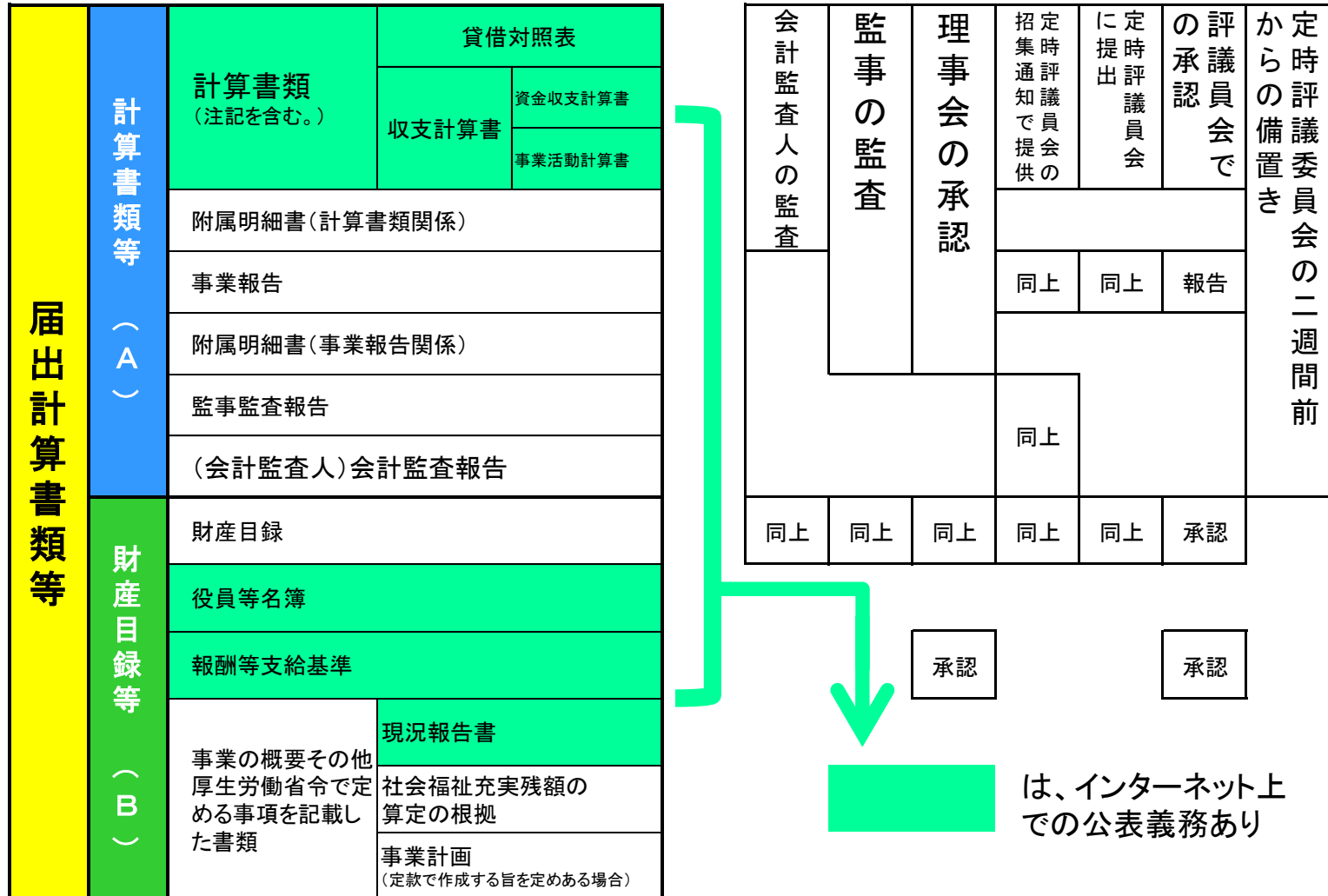
会計帳簿の作成及び保存

- 適時に、正確な会計帳簿を作成義務
- 仕訳日記帳、総勘定元帳、固定資産管理台帳、その他計算書類等の基礎となるもの
- 保存期間：会計年度終了時から10年間

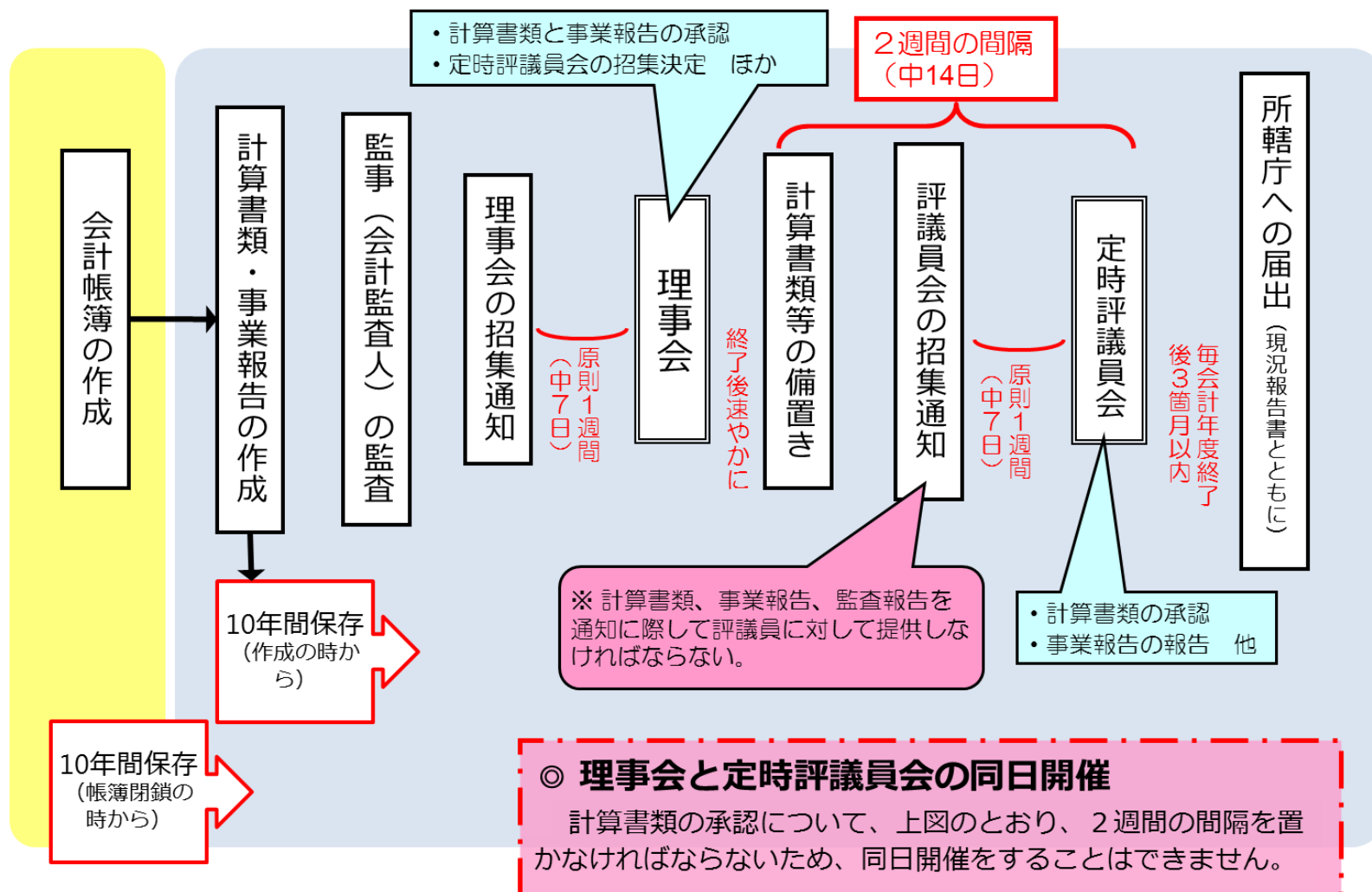
計算書類等の作成及び保存

- 会計年度終了後3月以内に作成義務
- 保存期間：作成時から10年間

計算書類等・財産目録等



決算手続きの流れ



決議無効・不存在・取消訴訟の明記

改正法で、評議員会の決議などに関する訴えについての規定が整備

- 評議員会の決議の無効の訴え
- 評議員会の決議の取消しの訴え
- 役員等の解任の訴え
- 合併の無効の訴え



本日は割愛します

2 事業運営の透明性の向上

◆社会福祉法人の情報公開について

	これまで		H28.4.1 改正後		H29.4.1 改正後	
	備置き 閲覧	ネットでの 公表	備置き 閲覧	ネットでの 公表	備置き 閲覧	ネットでの 公表
1 定款	-	-	○	○	○	○
2 会計帳簿	-	-	-	-	△	-
3 貸借対照表	△	○ (通知)	○	○	○	○
4 収支計算書	△	○ (通知)	○	○	○	○
5 事業報告書	△	-	○	-	○	-
6 4・5の附属明細書	-	-	-	-	○	-
7 監査報告 (会計監査報告)	△	-	○	○	○	-
8 財産目録	△	-	○	-	○	-
9 役員等名簿	-	○ (通知)	○	○	○	○
10 報酬等の支給の基準を記載した書類	-	-	-	-	○	○
11 現況報告書	-	○ (通知)	○	○	○	○
12 評議員会議事録	-	-	-	-	△	-
13 理事会議事録	-	-	-	-	△	-

○…誰に対しても △…閲覧権者に限定あり

3-1 財務規律の強化

役員等への特別利益供与の禁止

■ 特別の利益を与えてはならない法人関係者

- ① 当該法人の設立者、理事、監事、評議員又は職員
- ② ①に掲げる者の配偶者又は三親等以内の親族
- ③ ①②に掲げる者と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ④ ①に掲げる者から受ける金銭その他の財産によって生計を維持する者
- ⑤ 当該法人の設立者が法人である場合にあっては、その法人が事業活動を支配する者又はその法人の事業活動を支配する者として省令で定めるもの

■ 特別の利益とは

- ・ 法人が、その所有する不動産その他の資産を無償又は通常よりも低い賃借料で貸し付けていること
- ・ 法人が、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること
- ・ 法人が、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること
- ・ 法人が、特定の個人・団体が所有する資産を通常より高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること
- ・ 法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること

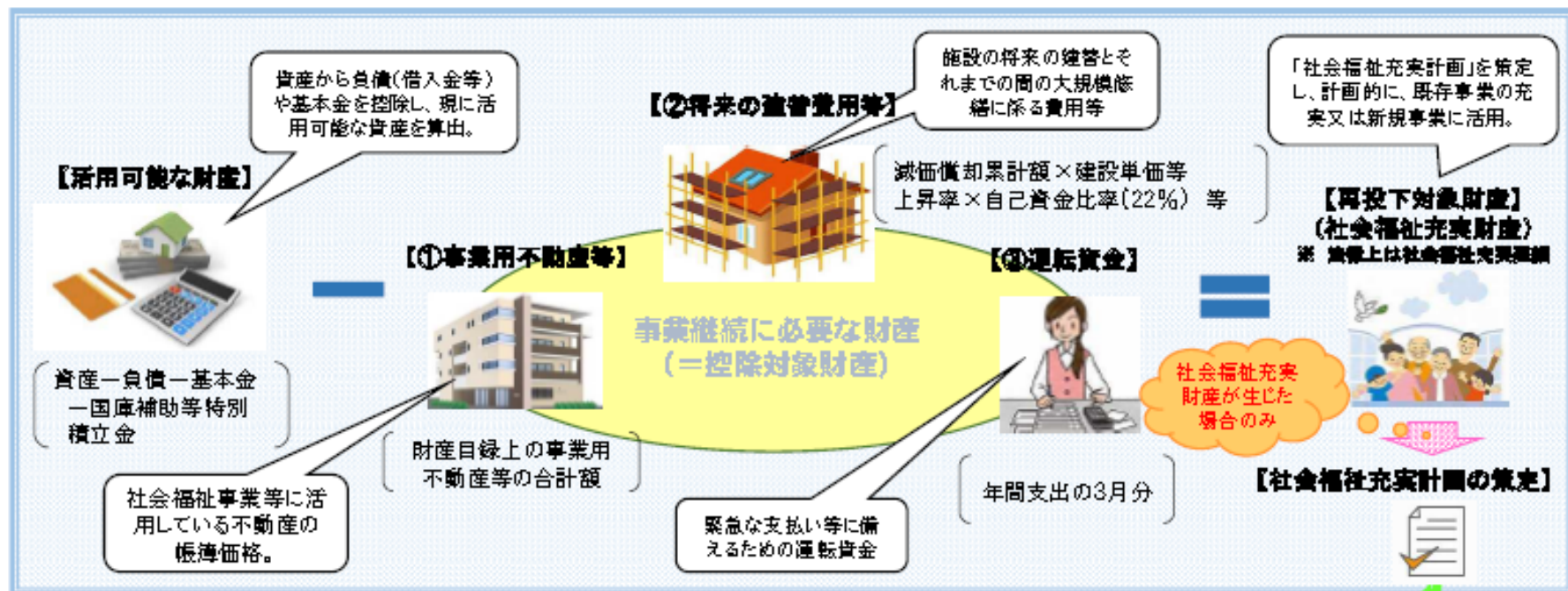
3-2 財務規律の強化

役員等に対する報酬等基準の作成及び公表

- 理事、監事及び評議員に対する報酬等について、省令で定めるところにより、民間事業の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならぬような支給の基準を定めなければならない
- 報酬等の支給基準
 - 作成時及び変更時には、評議員会の承認
 - 所轄庁への届出義務
 - 備置き、閲覧
 - インターネット利用による公表義務

社会福祉充実計画制度

内部留保のうち事業継続に必要なでない財産を再投下対象財産としてとらえ、それを計画的に福祉サービスに再投下し、地域に還元させるための仕組みを制度化



(社会福祉充実財産の使途は、以下の順に検討の上、法人が策定する社会福祉充実計画に基づき、既存事業の充実や新たな事業に再投資)



4 地域における公益的取組み

- 平成28年改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性・非営利性を踏まえ、法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、「地域における公益的な取組」の実施に関する責務規定が創設された。

(参考)社会福祉法(昭和26年法律第45号)(抄)
第24条(略)

2 社会福祉法人は、社会福祉事業及び第二十六条第一項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない。

【社会福祉法人】



地域における公益的な取組

① 社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される「福祉サービス」であること

(在宅の単身高齢者や障害者への見守りなど)

② 「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」に対する福祉サービスであること

(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援など)

(留意点)
社会福祉と関連のない事業は該当しない



(留意点)
法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用を下回る料金を徴収して実施するもの

③ 無料又は低額な料金を提供されること



(留意点)
心身の状況や家庭環境、経済的な理由により支援を要する者が対象

- 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

各地で取り組まれている「地域における公益的な取組」の実践事例

○「地域における公益的な取組」については、地域の実情に応じて現に多様な取組が行われているが、例えば以下のような取組事例がある。（各法人の実際の取組事例から参照。）

	高齢者の住まい探しの支援	障害者の継続的な就労の場の創出	子育て交流広場の設置	複数法人の連携による生活困窮者の自立支援	ふれあい食堂の開設
地域が抱える課題	加齢により転居を希望する高齢者の存在	商店街の閉鎖、障害者の就労の場の確保	子育てで孤立する母親の存在	雇用情勢の悪化による生活困窮者の増加	地域で孤立する住民の増加
対象者	高齢者	障害者や高齢者	子育てに悩みを抱える母親	生活困窮者	社会的に孤立する者
取組内容	高齢者の転居ニーズと、不動産業者のニーズをマッチングし、法人が転居後も生活支援を継続することにより、不動産業者が安心して高齢者に住まいを賃貸できる環境づくりを実施。	行政や市場関係者の協力を得て、スーパーマーケットを開設するとともに、そこで障害者等が継続的に就労。	施設の地域交流スペースを活用し、保育士OBや民生委員等のボランティアと連携することにより、子育てに関する多様な相談支援を行うとともに、近隣の子どもに対する学習支援を実施。	複数の法人が拠出する資金を原資として、緊急的な支援が必要な生活困窮者に対し、CSWIによる相談支援と、食料等の現物給付を併せて実施。	地域住民が気軽に集える「ふれあい食堂」を設置するとともに、管理者として介護支援専門員を配置し、相談支援や地域の子育てママと子どもとの交流会、ボランティアに対する学習会などを実施。
取組による主な効果	高齢者が地域で安心して暮らせる環境の整備、空き家問題の解消	障害者の就労促進、「買い物難民」問題の解消	子育てママの孤立感の解消、地域交流の促進	生活困窮者の自立促進	地域で孤立する住民の孤独感の解消、住民相互の支えあいによる取組の促進

4-2 地域における公益的取組み

改正社会福祉法第24条第2項について

- 社会福祉法人は、税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として、社会福祉事業の中心的な担い手としての役割を果たすのみならず、他の事業主体では困難な福祉ニーズに対応することが求められる法人であり、こうした公益性・非営利性を備えた法人本来の在り方を徹底する観点から、この本旨を明確化し、責務として位置付けたもの。
- 既に全国の社会福祉法人において実施されているものも多くあり、本責務規定の創設をもって、必ずしも新たな取組の実施を義務付けるものではない。
- その取組内容は、法人の経営方針や地域の福祉ニーズに応じて様々であることが考えられるが、法24条第2項の規定に反しない限りは、法人の自主性に委ねられるべきものであることに留意が必要。

【地域の福祉ニーズ】



地域における公益的な取組

※ 事業性のないもの

無料又は低額
(社会福祉法人利用者負担軽減事業等)

※ 取組の内容は新規・既存を問わない。

無料又は低額以外

社会福祉事業

無料又は低額

無料又は低額以外

公益事業

地域公益事業

社会福祉法第24条第2項

社会福祉法人は、社会福祉事業及び第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供しよう努めなければならない。

5 行政関与の在り方

社会福祉法人に対する指導監督

- 社会福祉法人に対する指導監督は、法人の自主性及び自立性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としています。

指導監督の種類

- 社会福祉法人に対する指導監督には、**一般監督**と**特別監督**があり、一般監督は実施計画を策定した上で一定の周期で実施され、特別監督は運営等に重大な問題を有する法人を対象として随時実施されます。

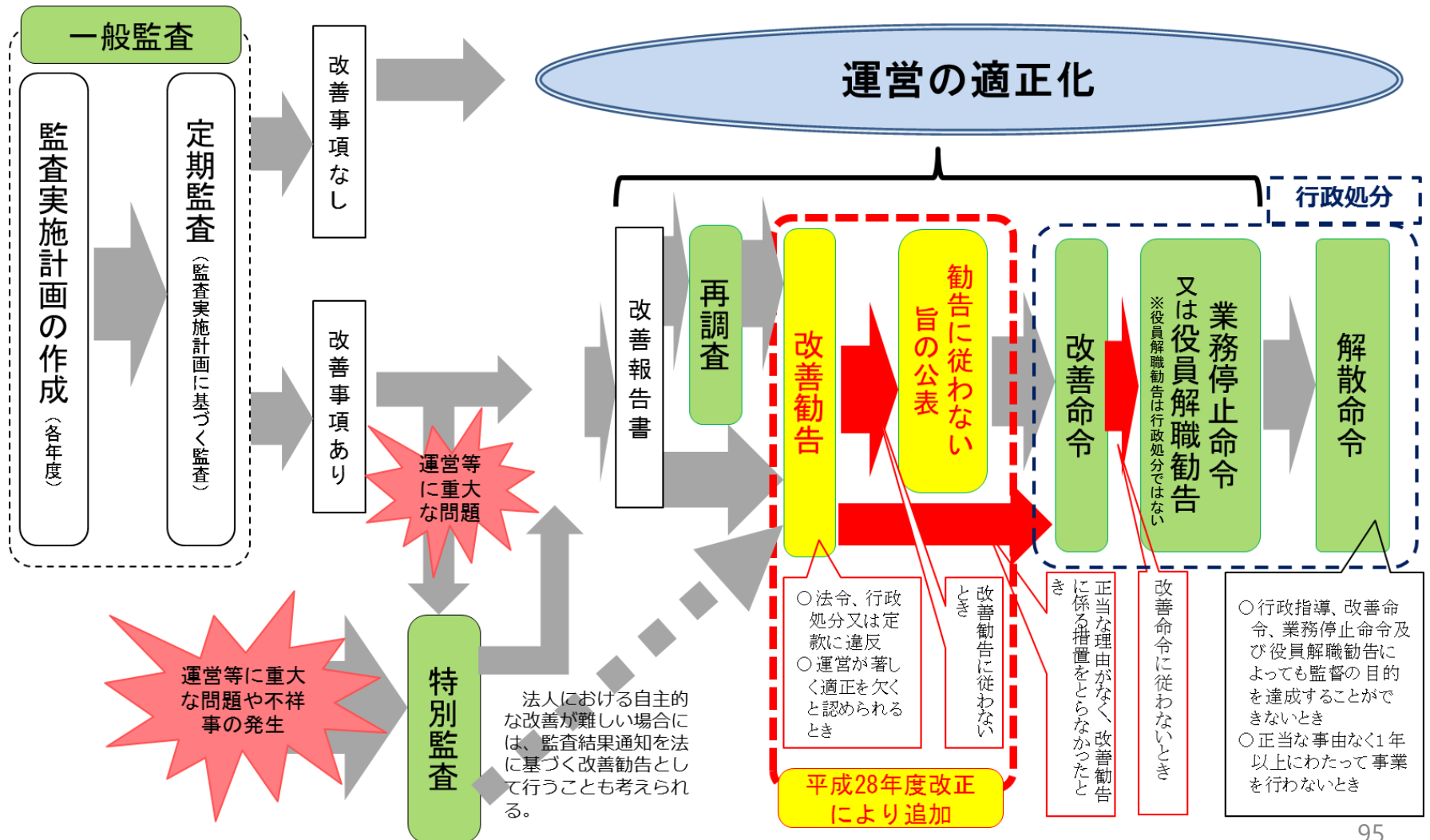
5-2 行政関与の在り方

所轄庁による指導監督の機能強化

- 報告徴収・立入検査に関する規定の整備
- 実効性の確保
 - ・ 法人側が、所轄庁から報告を求められたにもかかわらず報告をせず、虚偽の報告をし、立入検査の拒否等した場合には、法人の理事や監事は、20万円以下の過料に処される
- **勧告・公表**の創設
- 改善措置命令・業務停止命令・解散命令
- 公益事業又は収益事業の停止命令

国・都道府県・市の連携強化

社会福祉法人に対する指導の流れ



改善勧告

改善勧告（行政処分ではない）

- 文書指摘事項、口頭指摘事項が改善されない場合
改善のための必要な措置「改善勧告」を行います。
- 改善勧告に従わない場合、勧告内容に対して全部もしくは一部の対応が不十分であると判断した場合はその旨の公表を行います。
- 正当な理由なく改善勧告に係る措置を取らなかった場合は改善命令（行政処分）を行います。

その他（参考資料）

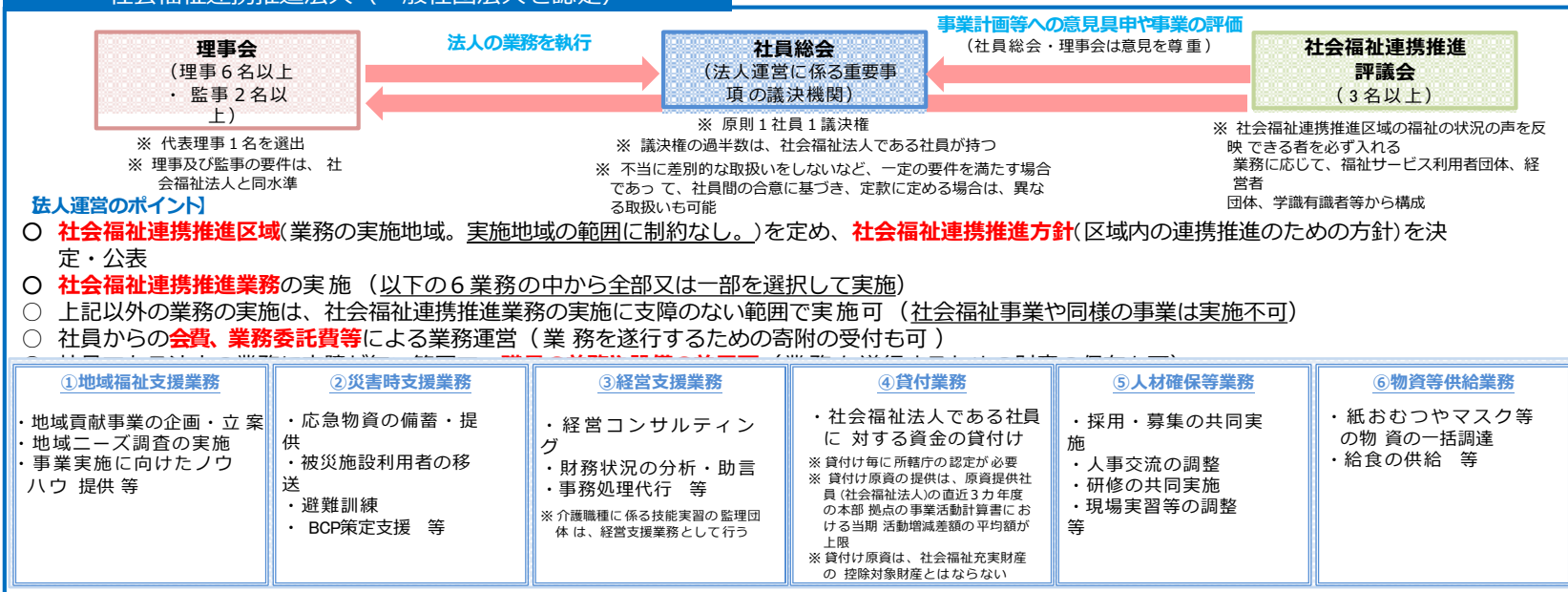
社会福祉連携推進法人について

出典：厚労省ホームページ資料

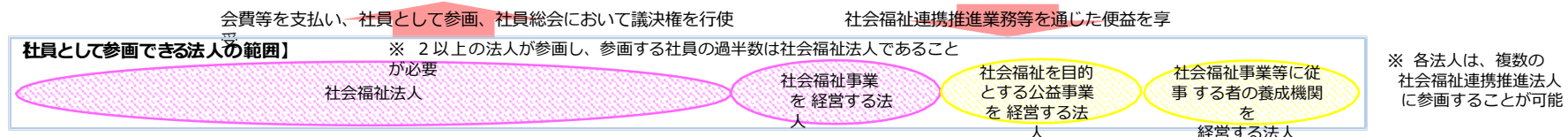
社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

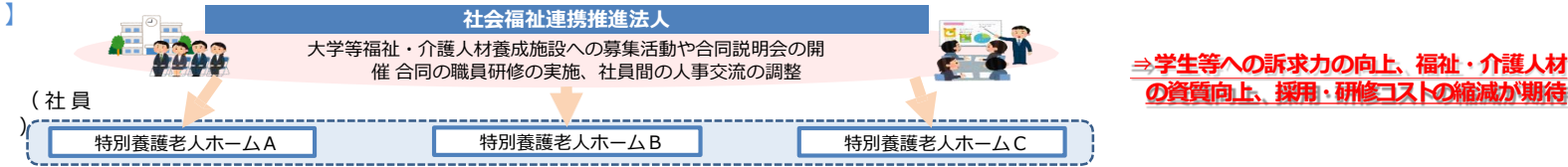
社会福祉連携推進法人（一般社団法人を認定）



所轄庁 都道府県知事 市長 区長
指定都市の長、厚生労働大臣のいすれか、
認定・指導監督



【社会福祉連携推進法人のイメージ（介護施設における人材確保に活用する場合）】

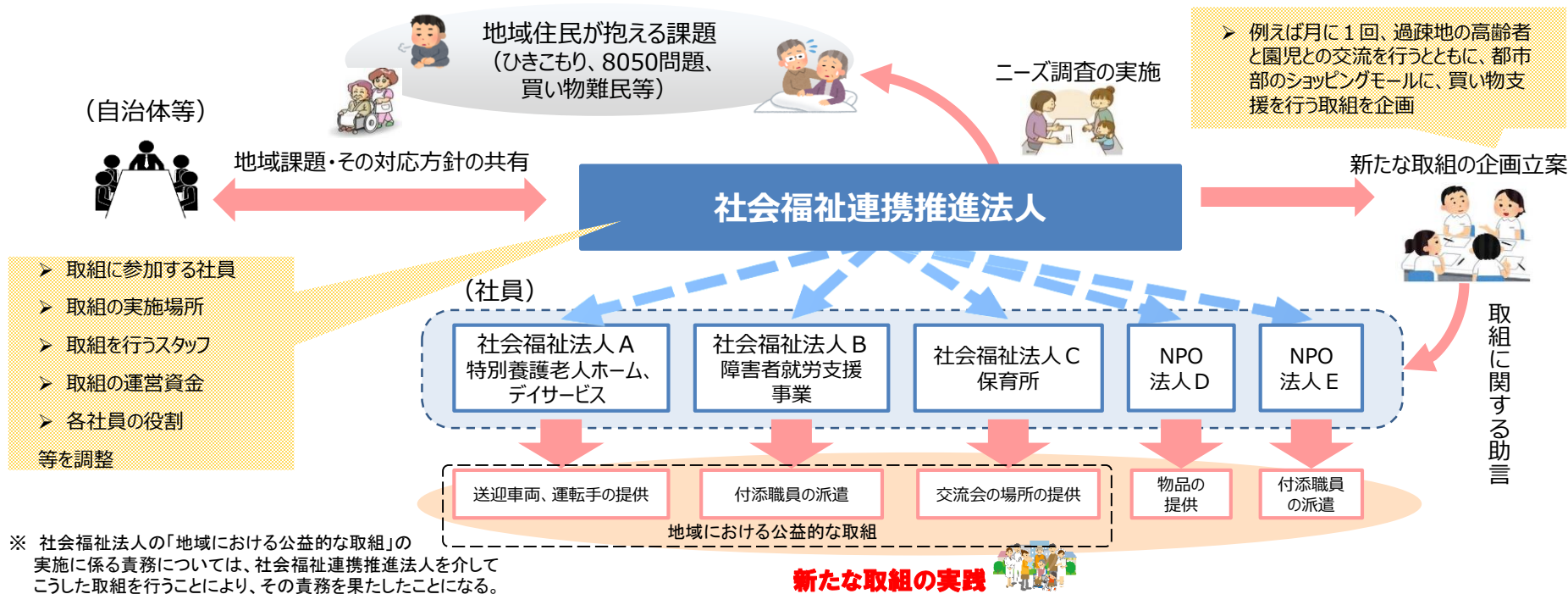


(参考) 地域福祉支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「地域福祉の推進に係る取組を社員が共同で行うための支援」は、

- ・ **地域住民の生活課題を把握するためのニーズ調査の実施**
- ・ **ニーズ調査の結果を踏まえた新たな取組の企画立案、支援ノウハウの提供**
- ・ **取組の実施状況の把握・分析**
- ・ **地域住民に対する取組の周知・広報**
- ・ **社員が地域の他の機関と協働を図るための調整**

等の業務が該当する。



社会福祉連携推進法人の社員による新たな取組の実践により、地域福祉の充実に繋がる

※ 地域の福祉ニーズを踏まえつつ、社会福祉連携推進法人が社員である社会福祉法人等を支援する一環で、制度として確立され、定型化・定着している社会福祉事業を除き、社会福祉関係の福祉サービスを行う場合については、以下の要件をいずれも満たせば、地域福祉支援業務に該当することとする。

ア 社会福祉連携推進法人と社員の両方が当該福祉サービスを提供していること

イ 社会福祉連携推進法人から社員へのノウハウの移転等を主たる目的とするなど、社会福祉連携推進法人が福祉サービスを実施することが社員への支援にあたること

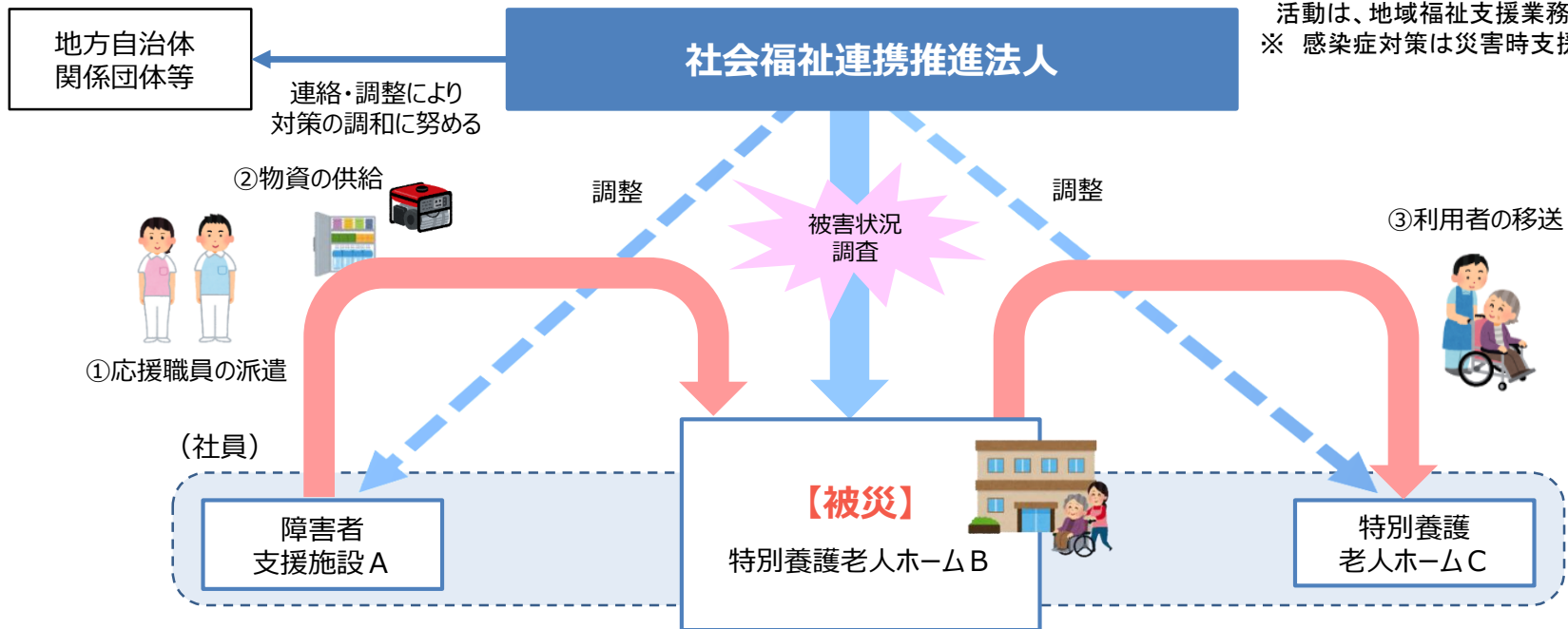
※ 上記に該当する場合であっても、社員である法人の経営に影響を及ぼすことのないよう、社会福祉連携推進法人が多額の設備投資等を必要とする有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅等の入居系施設を運営することは、地域福祉支援業務には該当しないものとする。

(参考) 災害時支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「災害が発生した場合における社員が提供する福祉サービスの利用者の安全を社員が共同して確保するための支援」は、

- ・ **ニーズの事前把握**
- ・ **BCPの策定や避難訓練の実施**
- ・ **被災施設に対する被害状況調査の実施**
- ・ **被災施設に対する応急的な物資の備蓄・提供**
- ・ **被災施設の利用者の他施設への移送の調整**
- ・ **被災施設で不足する人材の応援派遣の調整**
- ・ **地方自治体との連絡・調整**

等の業務(※)が該当する。



※ 社員ではない地域の被災者に対する支援活動は、地域福祉支援業務として行う。
※ 感染症対策は災害時支援業務に該当する。

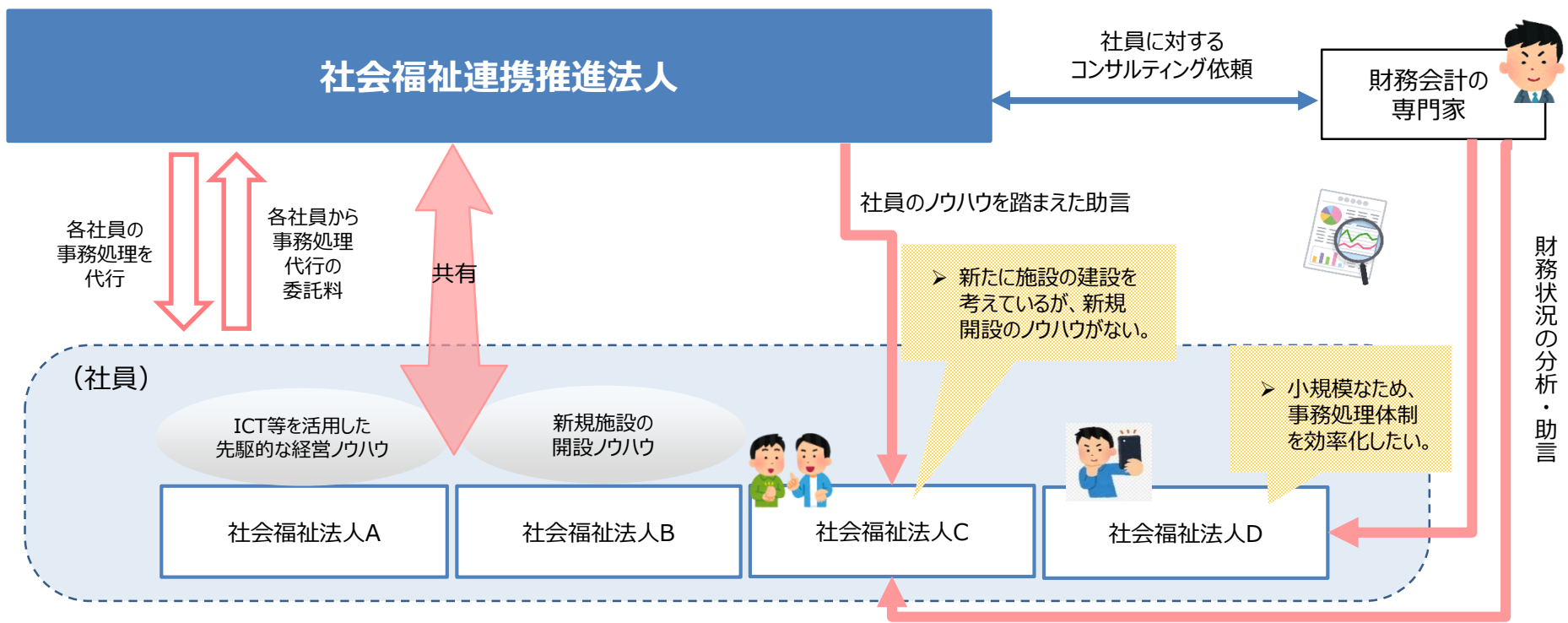
福祉サービス利用者の安心・安全確保、災害時の事業継続の強化に繋がる

(参考) 経営支援業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の経営方法に関する知識の共有を図るための支援」は、

- ・ 社員に対する経営ノウハウ等に関するコンサルティングの実施
- ・ 賃金テーブルの作成等人事・給与システムに関するコンサルティングの実施
- ・ 社員の財務状況の分析・助言
- ・ 社会福祉法人会計に関する研修の実施等適正な財務会計の構築に向けた支援
- ・ 社員の特定事務に関する事務処理の代行

等の業務が該当する。



福祉サービス事業者の経営の安定確保が期待

(参考) 社会福祉連携推進法人が行う貸付けの基本スキーム

- 以下のような内容を合意する。
 - (1) 貸付対象社員の事業計画（貸付金額、使途、返済スケジュール等）
 - (2) 貸付対象社員における予算・決算等の重要事項の承認方法
 - (3) 返済の延滞時や不能時の取扱い 等

③ 社会福祉連携推進方針の認定申請

※ あらかじめ社会福祉連携推進法人の理事会・社員総会の承認要

- 貸付原資の提供は、**直近3カ年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額**を上限。

⑤ 貸付原資提供社員と社会福祉連携推進法人との貸付契約を締結

社会福祉法人A
(貸付原資提供社員)

社会福祉法人B
(貸付原資提供社員)

社会福祉法人C
(貸付原資提供社員)

社会福祉法人D
(貸付原資提供社員)

社会福祉法人β
(貸付対象社員)

- ① 貸付けの内容に係る当事者間での検討
- ② 各社員の内部機関における意思決定

【認定所轄庁】



【社会福祉連携推進法人α】



【貸付金】
※ 貸付金を活用した基金の造成は不可

⑥ 社会福祉連携推進法人と貸付対象社員との貸付契約を締結

⑧ 貸付金の使用状況の報告

⑦ 貸付けの実行

- 認定に当たっては、貸付けの内容について、必要に応じ貸付原資提供社員及び貸付対象社員の所轄庁等に対して情報提供・意見照会。

- 貸付金の返済は、**3年**を上限に当事者間の合意により、期限を設定。

- 社会福祉連携推進法人は貸付金の使用状況等を確認。

- 複数の社会福祉連携推進法人から同時に貸付けを受けることはできない。

【貸付金の使途のイメージ】

施設・事業所に供する建物の修繕、軽微な改修

従業員の採用、処遇改善に係る費用

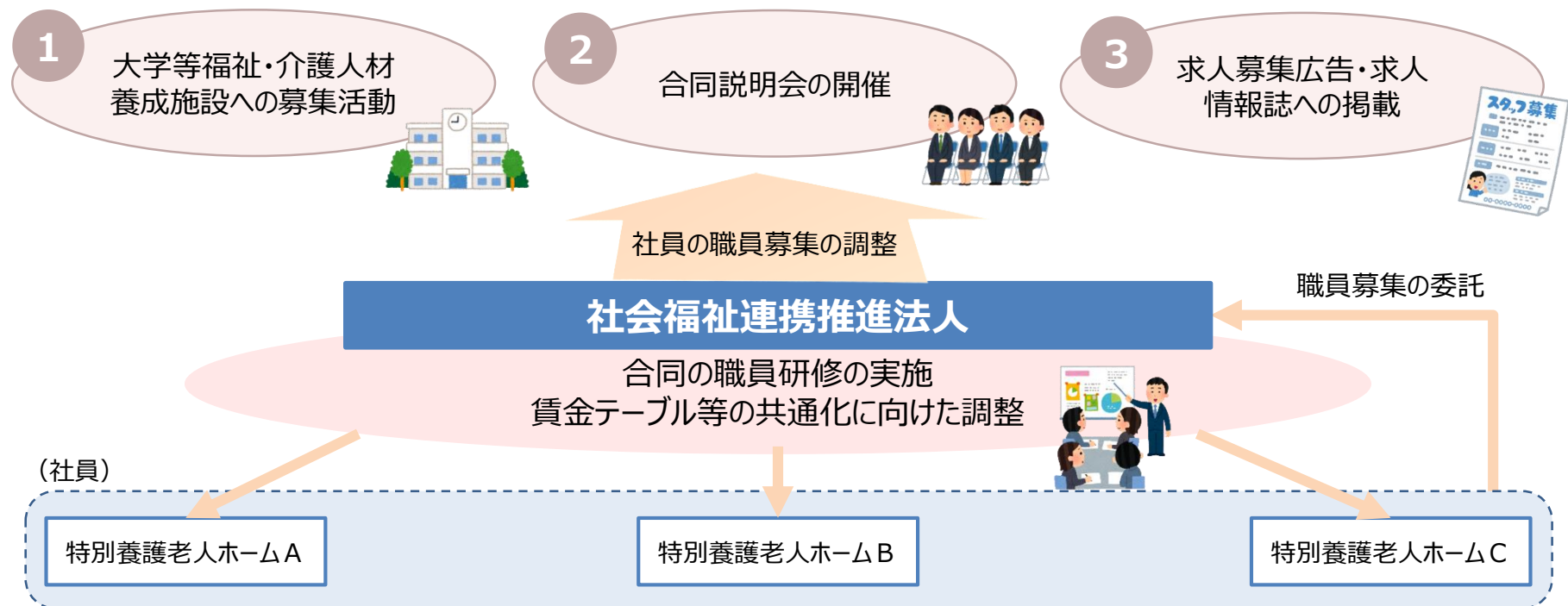
(参考) 人材確保等業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業の従事者の確保のための支援及びその資質の向上を図るための研修」は、

- ・ 社員合同での採用募集
- ・ 出向等社員間の人事交流の調整
- ・ 賃金テーブルや初任給等の社員間の共通化に向けた調整
- ・ 社員の施設における職場体験、現場実習等の調整
- ・ 社員合同での研修の実施
- ・ 社員の施設における外国人材の受け入れ支援

等の業務(※)が該当する。

※介護職種に係る技能実習の監理団体については、経営支援業務として行う。



学生等求職者への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

(参考) 物資等供給業務のイメージ

○ 社会福祉連携推進法人が社会福祉連携推進業務として行う「社員が経営する社会福祉事業に必要な設備又は物資の供給」は、

- ・ 紙おむつやマスク、消毒液等の衛生用品の一括調達
- ・ 介護ベッドや車いす、リフト等の介護機器の一括調達
- ・ 介護記録の電子化等ICTを活用したシステムの一括調達
- ・ 社員の施設で提供される給食の供給

等の業務が該当する。



設備・物資の大量購入による調達コストの縮減が期待

社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較

		特徴	主な項目の比較				
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金	
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。 	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止	
	社会福祉協議会を通じた連携		限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定（都道府県、市町村）	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止	
連携・結合の度合		社会福祉連携推進法人	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ➢ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ➢ 社会福祉事業を行うことは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ➢ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重（連携法人から貸付を受けた法人については、社員総会における全員一致の決議を必要とすることなどを定款に定めることが望ましい） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 限定なし（活動区域は指定） 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
		（法人レベル）合併 （施設レベル）事業譲渡	<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更につながるため合意形成に時間を要する。（合併は年間10件程度） 	（合併） ・社会福祉法人（事業譲渡） ・限定なし	・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難	限定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による

社会福祉連携推進法人に期待される役割について

地域共生社会への視点

- 地域共生社会の実現に向け、法人の施設種別を超えた取組を構想



経営基盤強化の必要性

- 人口減少、共同体機能の脆弱化といった地域ニーズの変化に対応し、安定的にサービスを提供するため、法人の持続可能な経営基盤の確保の方策を検討



選択肢のひとつとして

社会福祉連携推進法人の設立



同じ思いを持つ法人同士が連携し、創意工夫のある取組を
できるところから始めて着実に育てる

人口減少等の局面にあっても 未来へと繋がっていく地域づくりのプラットフォームへ

→ 厚生労働省としても、好事例を収集し、関係者の皆様の参考となるよう、積極的な情報発信をしてまいります。

社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和5年10月1日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**20法人**（※）。

（※）令和5年9月19日認定の法人について、令和5年11月27日に報告があり追加。

法人名

（丸数字は設立順）

1. 認定所轄庁
2. 認定年月日

① リガーレ

1. 京都府
2. 令和4年5月10日

⑪ きょうと福祉キャリアサポート

1. 京都府
2. 令和5年2月28日

② リゾムウェル

1. 大阪府
2. 令和4年6月17日

③ 日の出医療福祉グループ

1. 兵庫県
2. 令和4年8月1日

⑥ あたらしい保育イニシアチブ

1. 和歌山県
2. 令和4年11月11日

⑩ 福岡親和会

1. 福岡県
2. 令和5年2月3日

⑰ みらいグループ

1. 福岡県
2. 令和5年7月11日

⑬ 幸輪ホールディングス

1. 福岡県筑後市
2. 令和5年4月1日

⑮ ジョイント&リップル

1. 熊本県熊本市
2. 令和5年5月9日

⑱ 秋田圏域社会福祉連携推進会

1. 秋田県
2. 令和5年8月2日

⑫ さくらグループ

1. 埼玉県
2. 令和5年3月27日

⑤ 一五戸共栄会

1. 東京都
2. 令和4年11月4日

⑦ 青海波グループ

1. 東京都
2. 令和4年12月8日

⑨ 園経営支援協会

1. 東京都
2. 令和5年1月30日

④ 光る福祉

1. 千葉県
2. 令和4年10月13日

⑳ キッズファースト

1. 千葉県千葉市
2. 令和5年10月1日

⑭ 乳幼児教育ユニティ

1. 新潟県
2. 令和5年4月3日

⑧ 黎明

1. 岐阜県
2. 令和5年1月27日

⑯ 共創福祉ひだ

1. 岐阜県飛騨市
2. 令和5年6月29日

⑲ となりの

1. 愛知県
2. 令和5年9月19日

福祉サービス第三者評価について

1 福祉サービス第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価とは、福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、**公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う**仕組みです。

第三者評価と最低基準及び監査との関係



「行政監査」は、最低基準等を満たしているか、定期的に所轄の行政庁が確認するものです。

「第三者評価」はサービスの質について評価するものです。

2 誰が評価するの？

県が認証した公平・中立な立場の第三者評価機関の調査員が専門的・客観的に評価します。

なお、第三者評価機関は県内に6機関あり、事業所の皆さんが自ら選択し、契約を締結します。

また、熊本県ホームページでは最新の第三者評価機関の情報（評価機関の詳細情報、評価の流れ及び料金表）を掲載しています。

●受審費用 30万円から40万円程度

3 評価対象はどんなサービス？

ほとんどのサービスが評価対象となります。

○高齢者・介護サービス	○児童サービス
特別養護老人ホーム	保育所
通所介護	児童館
訪問介護	放課後児童クラブ
養護老人ホーム	○社会的養護関係サービス
軽費老人ホーム	児童養護施設
○障がい者・児サービス	乳児院
障がい児・者（居住系サービス）	児童心理治療施設
障がい児・者（通所系サービス）	児童自立支援施設
障がい児・者（訪問系サービス）	母子生活支援施設
○生活保護関係サービス	自立援助ホーム
救護施設	

4 第三者評価の具体的実施内容は？

第三者評価では利用者の声をアンケート等で聞くことや、事業者のサービス内容や組織運営の取り組みを評価します。

- ・利用者本人のサービスに対する意向や安心感、満足度等を把握します。
- ・事業所の組織運営や提供されているサービスの実施概況などの取り組みを評価します。

5 受審事業者の声！

評価結果を用いて、職員が日々の福祉サービス提供を振り返ることにより、改善に向けた課題やいい取り組みが職員に共有され、職員が組織的な視点を持って福祉サービス提供の取り組むことにつながりました。

また、利用者へのアンケートを通じて、気がつかない利用者の要望や課題を把握することができ、職員が福祉サービスの質の向上、改善を考え、取り組むなどの効果がありました。

評価結果を用いて、いかにして利用者へのサービス向上につなげるか考えることが大事！

詳しくはパンフレットで！

社会福祉事業者のみなさまへ

熊本県福祉サービス 第三者評価制度

KUMAMOTOKEN



©2010 熊本県くまモン

福祉サービス第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価とは、福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、**公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う**仕組みです。

第三者評価を実施するメリットは？

良い点、改善点などの「気づき」が得られます！ ～受審事業者からの声～

- ★サービスや経営の良い点、気づけていないアピールポイント、改善点及び問題点など、新たな「気づき」が得られ、PRポイントや改善のヒントが得られました。
- ★「利用者調査(匿名)」から、利用者の満足度や意向を、評価機関を通じてフィードバックされることによって、サービスの質の向上に役立てることができました。
- ★「事業評価」から、事業所の組織運営やサービスの質の評価など、事業所の具体的な運営概要を再確認することができました。
- ★マニュアル等の見直し、整備等の再確認をすることができました。

利用者への情報提供とPR！

- ★評価結果は熊本県ホームページやワムネットで公表されますので、利用者・家族に事業者の考えや取り組み、創意工夫、独自性及び実績などをPRできます。

ご清聴

ありがとうございました